

守谷市人権施策推進基本計画

平成25年3月

守谷市

はじめに

21世紀は「人権の世紀」といわれておりますが、私たちのまわりでは、いじめの問題、子どもや高齢者への虐待、女性に対する暴力などの人権侵害が存在しています。また、最近では情報化社会の進展に伴い、インターネット等を悪用した人権侵害など新たな人権問題が依然として報告されています。



人権は、すべての人が生まれながらにして持っている、人間の尊厳に基づく固有の権利であり、すべての人が人間らしく生きていくために欠かすことの出来ない基本的権利です。その権利を保ち続けるためには、互いの人権を尊重することの大切さを理解することが必要です。

本市におきましては、第二次守谷市総合計画において「緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや」を将来像とし、このまちづくりの実現に向けた計画において「こころ豊かに暮らせるまち」を政策に掲げ、市民の人権尊重の意識の高揚を図るため、人権に関する講演会を開催するなど、人権意識の啓発に努めているところですが、このたび、各分野の人権に関する施策を総合的に推進するため「守谷市人権施策推進基本計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき市民の皆様をはじめ、事業者・団体等との連携により積極的に人権施策を推進してまいりますので、一層のご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、計画策定にあたり、市民意識調査等によりご意見をいただきました市民、企業の皆様、熱心にご審議いただきました守谷市人権施策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼を申し上げます。

平成25年3月

守谷市長 会田 真一

目 次

第1章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の基本理念	3
3 計画の性格	3
4 人権に関する意識調査結果の概要	4

第2章 基本的施策の推進

1 人権教育の推進	25
2 人権啓発の推進	27
3 相談・支援体制の充実	28

第3章 分野別施策の推進

1 女性の人権	29
2 子どもの人権	32
3 高齢者の人権	35
4 障がい者の人権	38
5 同和問題	42
6 外国人の人権	46
7 感染症・難病患者等の人権	49
8 刑を終えて出所した人の人権	52
9 犯罪被害者等の人権	53
10 インターネット等による人権侵害	56
11 その他の人権問題	59

第4章 計画の推進体制

1 市の推進体制	60
2 国及び県との連携	60
3 市民・団体等との連携	60
4 進行管理と見直し	60

用語解説	61
世界人権宣言(仮訳文)	66
日本国憲法(抄)	72
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	74
守谷市人権施策推進協議会設置要綱	76
守谷市人権施策推進協議会委員名簿	77

守谷市人権施策推進会議設置要綱	78
守谷市人権施策推進会議委員名簿	79
守谷市人権施策推進基本計画策定体制図	80

第1章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国際的経過と背景

人類に大きな惨禍をもたらした二度にわたる世界大戦の反省から、世界平和を希求して昭和20(1945)年10月に創立された国際連合は、基本的人権の確立のため、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、昭和23(1948)年12月に「世界人権宣言^{*}」を採択しました。そして、その理念の実現のため、「国際人権規約^{*}」をはじめとした人権に関する各種条約を採択してきました。

平成6(1994)年、第49回国連総会において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間で「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されました。さらに平成16(2004)年には、世界各国で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界計画」の決議が採択され、平成17(2005)年から第一段階として初等中等教育に焦点を当てた取組が進められました。平成22(2010)年からは、高等教育及びあらゆるレベルにおける教員、公務員等の人権研修に重点を置いた第二段階の取組が展開されています。

しかし、このような国際的な取組を経た現在においても世界の各地では、人種や民族、宗教などの対立による地域紛争、あるいは政治的対立や経済的利害によって、戦争や迫害、差別などが生じ、人権が侵害され、生命の危険にまでさらされているという現状があります。

(2) 国内における取組

日本国憲法は、第13条で「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定し、基本的人権の尊重をその基本原理の一つとしています。また、第14条で「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定し、法の下での平等を保障しています。

国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権関連の諸条約を締結するとともに、人権に関わる諸法令が施行されてきました。

国連決議の「人権教育のための国連10年」に関しては、平成7(1995)年12月に「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9(1997)

年に「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画が策定されました。この計画の中で、人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うこととしています。また、人権の重要課題として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染^{*}者等、刑を終えて出所した人などに対する人権課題を設定して、取り組むこととされました。

平成 12（2000）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国に対しては、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画の策定及び実施が責務とされ、地方公共団体においても、人権教育・啓発に関する施策を策定・実施することが責務とされました。

さらに、この法律に基づき、平成 14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、「人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育及び啓発を総合的かつ計画的に推進していく」こととされました。

茨城県では、「誰もが健やかに暮らせるやすらぎに満ちた社会」の実現を目指し、平成 16（2004）年に「茨城県人権施策推進基本計画」を策定し、総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。

（3）本市における取組

本市では、第二次守谷市総合計画において「緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや」を将来像とし、このまちづくりの実現に向けた計画において「こころ豊かに暮らせるまち」を掲げ、市民の人権尊重の意識の高揚に努めているほか、人権に関する啓発や教育の施策を総合的に推進しています。

分野別における人権課題に対しては、同和問題の早期解決に向けた取組をはじめとし、男女共同参画社会^{*}の早急な実現を目指すための「守谷市男女共同参画推進条例」及び「守谷市男女共同参画都市宣言」の策定、また、「守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「守谷市障がい福祉計画」の策定による保健・福祉サービスの充実、子どもの健やかな成長を目指すための「のびゆく守谷子ども未来プラン」や人権擁護委員による児童を対象とした「人権教室」の開催など、人権に関する各分野の施策を実施しています。

しかし、女性の人権をはじめ、子ども、高齢者、障がい者、同和問題等の人権問題が依然として存在しています。また、情報化社会の進展に伴い、インターネット等を悪用した人権侵害など新たな問題が生じており、人権尊重の意識を高めることは市政の重要な課題となっています。

このため、人権教育・啓発に係る施策を総合的に推進するための指針として、「守谷市人権施策推進基本計画」を策定することになりました。

なお、策定にあたっては、本市の人権に係る意識や実態を把握するため「人権に関する意識調査」を実施し、地域の実情を踏まえた計画にするものです。

2 計画の基本理念

人権は、すべての人が生まれながらにして持っている、人間の尊厳に基づく固有の権利であり、すべての人が人間らしく生きていくために欠かすことの出来ない基本的権利です。互いに相手を思いやり、自分の権利のみならず、相手の権利も大切に守りながら、その権利の行使に伴う責任を自覚しつつ共生することができるよう「**市民が人権尊重の理念に対する理解を深め行動することができ、誰もが心豊かにすごせる社会の実現**」を、本計画の基本理念とします。

3 計画の性格

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び、茨城県の「茨城県人権施策推進基本計画」の趣旨を踏まえるとともに、「第二次守谷市総合計画」に基づく各施策の人権に係わる課題を横断的に捉え、今後の人権教育・啓発を総合的に推進するため、基本的方向を示すものです。

4 人権に関する意識調査結果の概要

人権尊重のまちづくりに向けた本市の今後の人権教育・啓発施策の効果的な取組のための基礎資料とするため、平成24(2012)年7月、無作為に抽出した20歳以上の市民2,000人を対象にした「人権に関する市民意識調査」、並びに無作為に抽出した市内の700事業所を対象にした「人権に関する企業の意識調査」(251事業所 有効回答率35.9%)を実施しました。

市民意識調査では、男性351人、女性401人、性別未記入11人の計763人(統計学的にサンプル数が概ね400~1,100程度で 目標誤差:3~5%以内)から回答がありました。年代別の回答者は、多い順に60歳代が25.8%、30歳代が20.4%、40歳代の15.3%となっています。有効回答率は38.2%でした。人権が尊重されていると思う人は全体の24.4%で「いちがいには言えない」との回答が64.5%と最も多くなっている結果が出ており、人権が尊重される社会の実現のために必要な取組では、「学校や地域における人権教育の充実」が62.3%と最も多い結果となっています。

このような結果を基礎資料として、人権尊重のまちづくりに向けた本市の考え方や各分野の現状と課題、それらに対する施策の方向性を明らかにするものとします。

参考

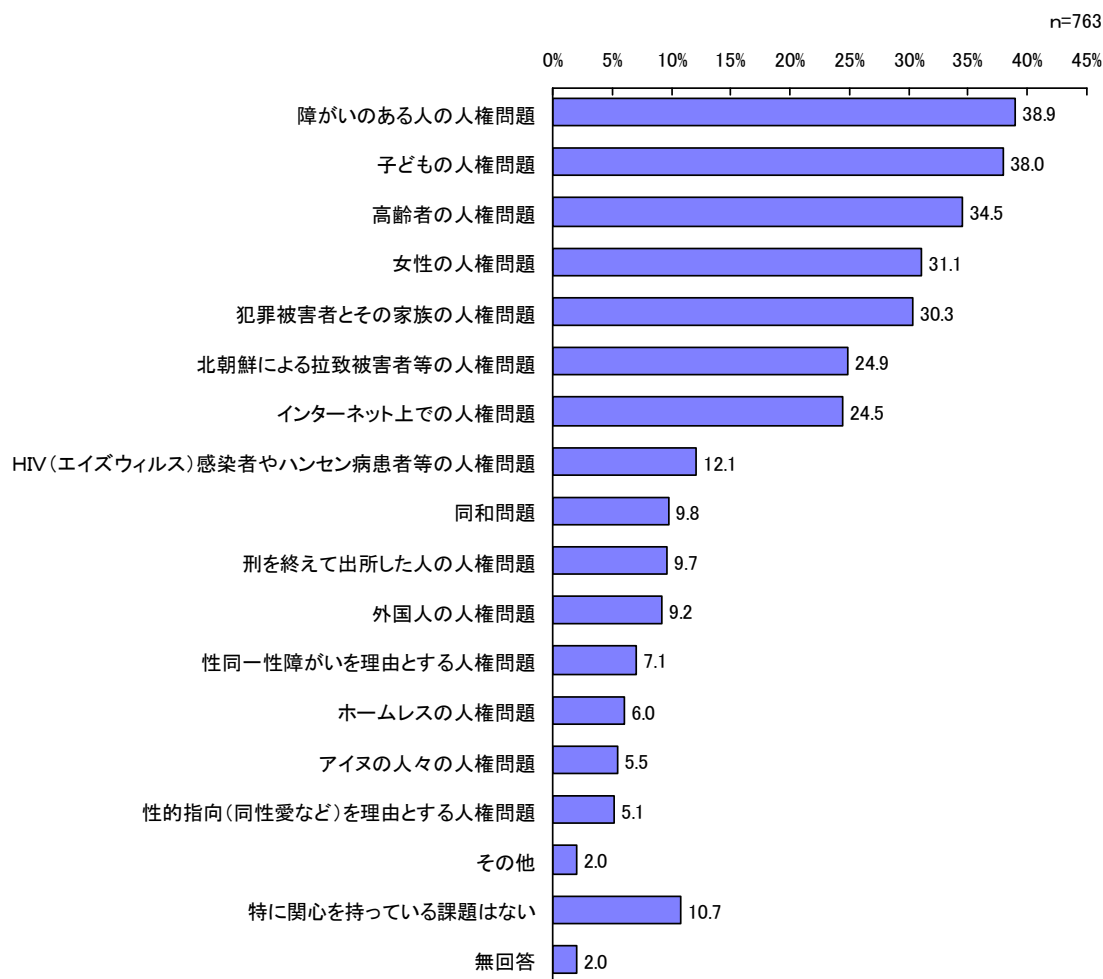
平成24年8月に内閣府で実施した「人権擁護に関する世論調査」においても、人権をめぐる課題の解決のために国はどのような点に力をいれるべきかの質問で「学校内外の人権教育を充実」が55.3%と最も多い結果となっています。

(1) 市民意識調査の概要

○関心のある人権問題 「障がいのある人の人権問題」(38.9%)

設問1 関心のある人権問題に関する質問では、「障がいのある人の人権問題」が38.9%で最も多く、次いで順に「子どもの人権問題」、「高齢者の人権問題」と答えています。

図-1 市民設問1 関心のある人権問題



○今の日本社会は人権が尊重されているか 「そう思う」(24.4%)

設問2及び設問2-1「今の日本の社会は人権が尊重されている社会だと思いますか」の質問では、全体の「そう思う」は4分の1、「そう思わない」は1割弱となっています。

図-2 市民設問2 人権が尊重されている社会

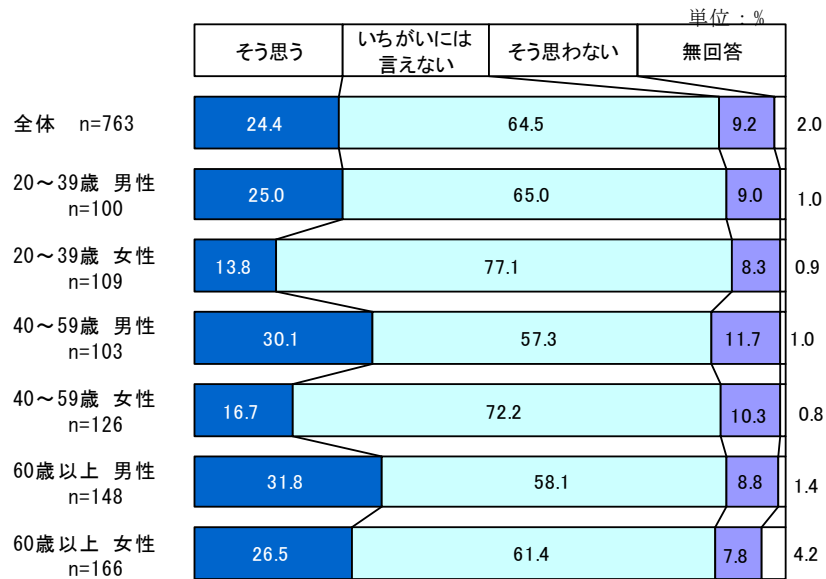
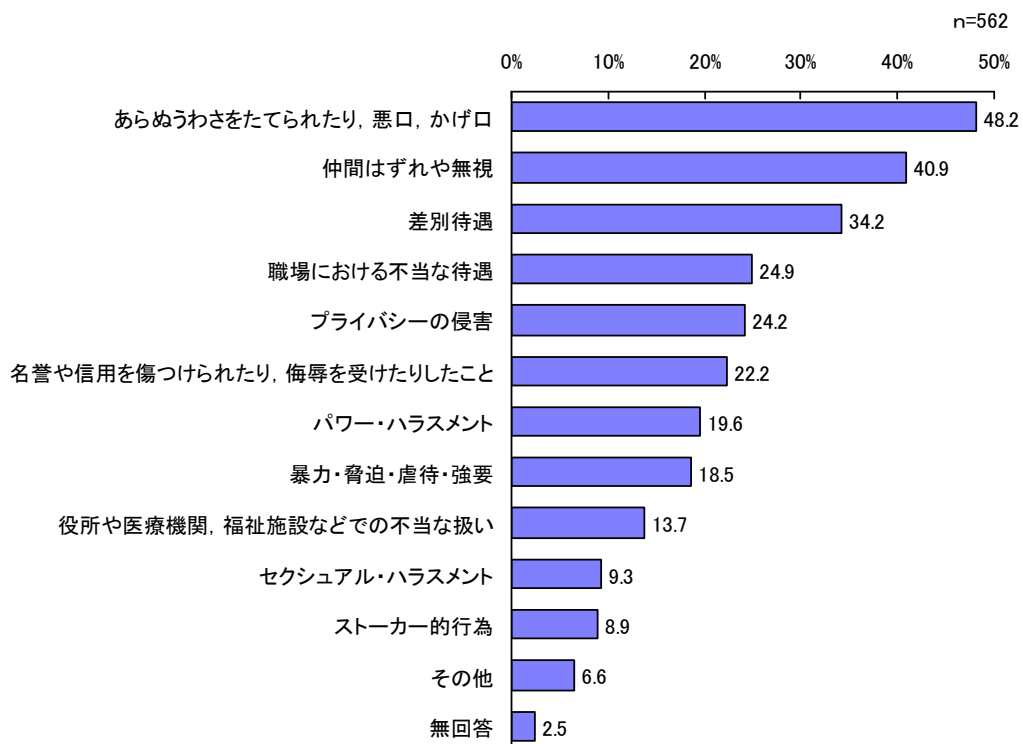


図-3 市民設問2-1 「いちがいいに言えない」「そう思わない」理由

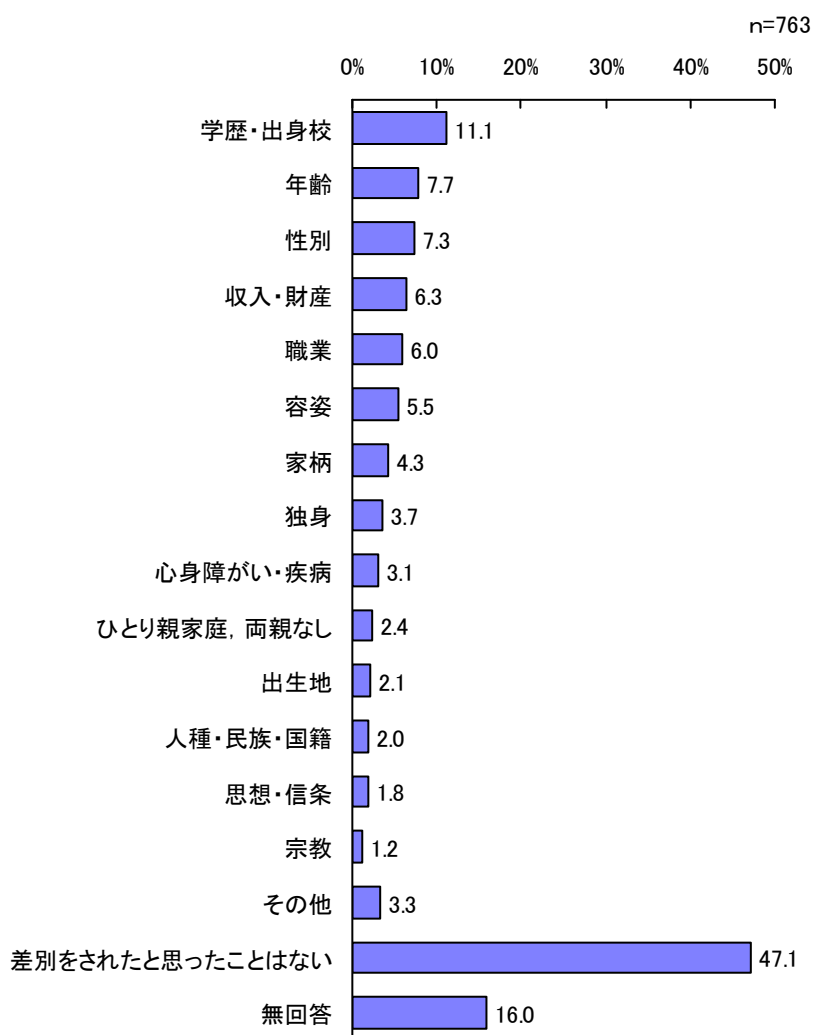


○受けた差別や人権侵害の内容

「差別をされたと思ったことはない」(47.1%)

設問3 差別をされたり、人権を侵害されたと思ったことがあるかの質問では、「差別をされたと思ったことはない」が47.1%で最も多く、無回答をはさんで、多い順に「学歴・出身校」「年齢」「性別」と答えています。

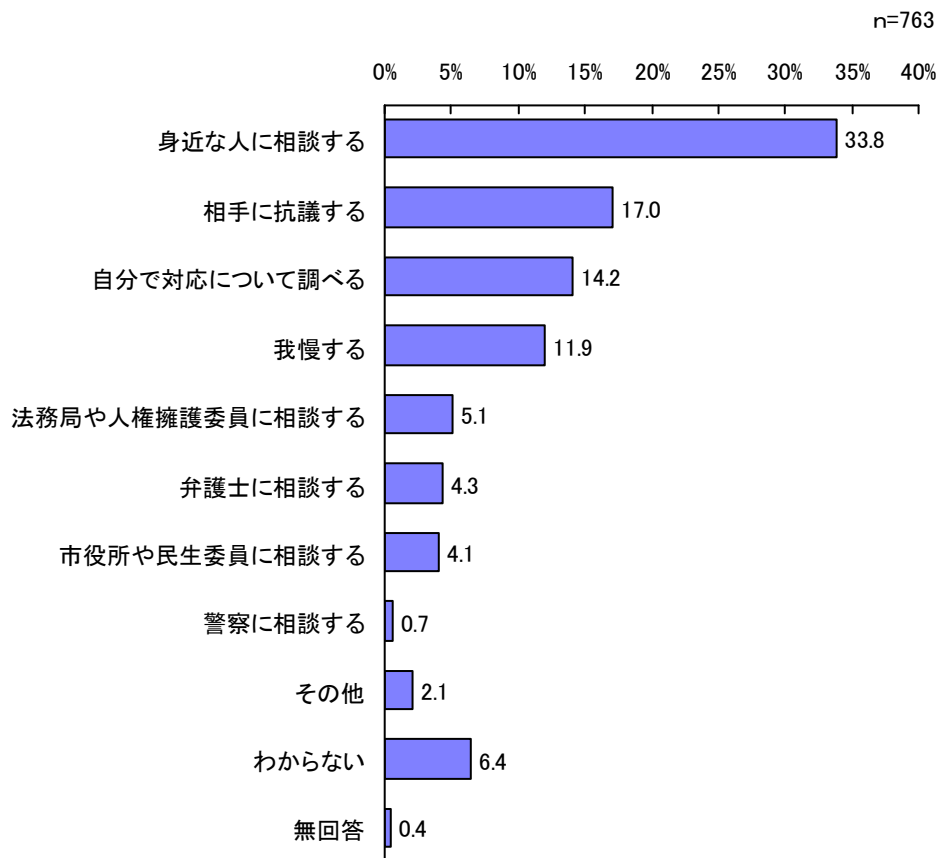
図-4 市民設問3 受けた差別や人権侵害の内容



○差別や人権侵害をされた場合の対応「身近な人に相談する」(33.8%)

設問4 差別や人権侵害をされた場合の対応に関する質問では、「身近な人に相談する」が33.8%で最も多く、次いで多い順に「相手に抗議する」「自分で対応について調べる」と答えています。

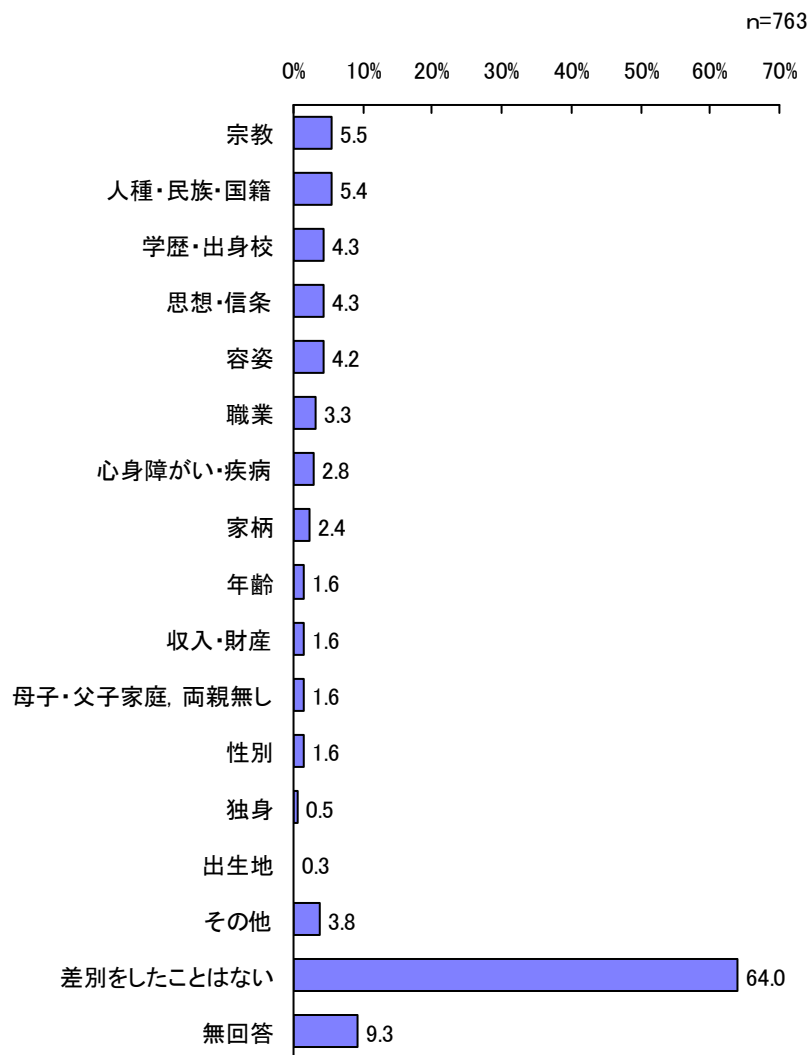
図ー5 市民設問4 差別や人権侵害をされた場合の対応



○他人への差別や人権侵害の有無 「差別をしたことはない」(64.0%)

設問5 他人を差別したり、人権を侵害したことの有無とその内容に関する質問では、「差別をしたことがない」が64.0%で最も多く、無回答を以ては、多い順に「宗教」「人種・民族・国籍」と答えています。

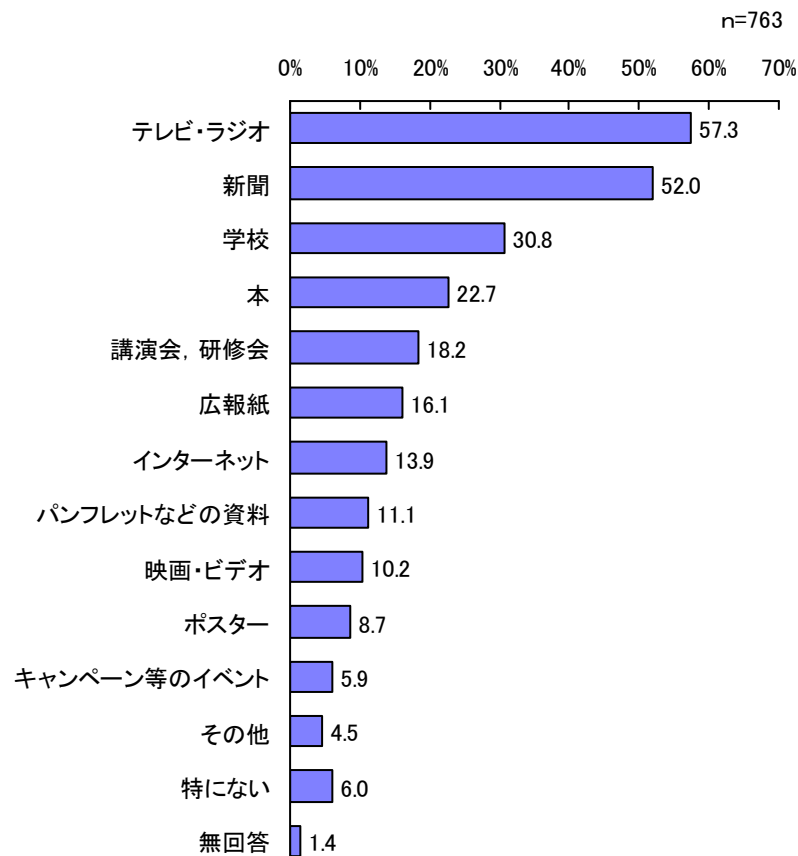
図-6 市民設問5 他人への差別や人権侵害の有無とその内容



○人権問題に関する知識や情報の入手先 「テレビ・ラジオ」(57.3%)

設問 27 人権問題に関する知識や情報の入手先に関する質問では、「テレビ・ラジオ」が57.3%で最も多く、次いで多い順に「新聞」「学校」と答えています。

図ー7 市民設問 27 人権問題に関する知識や情報の入手先

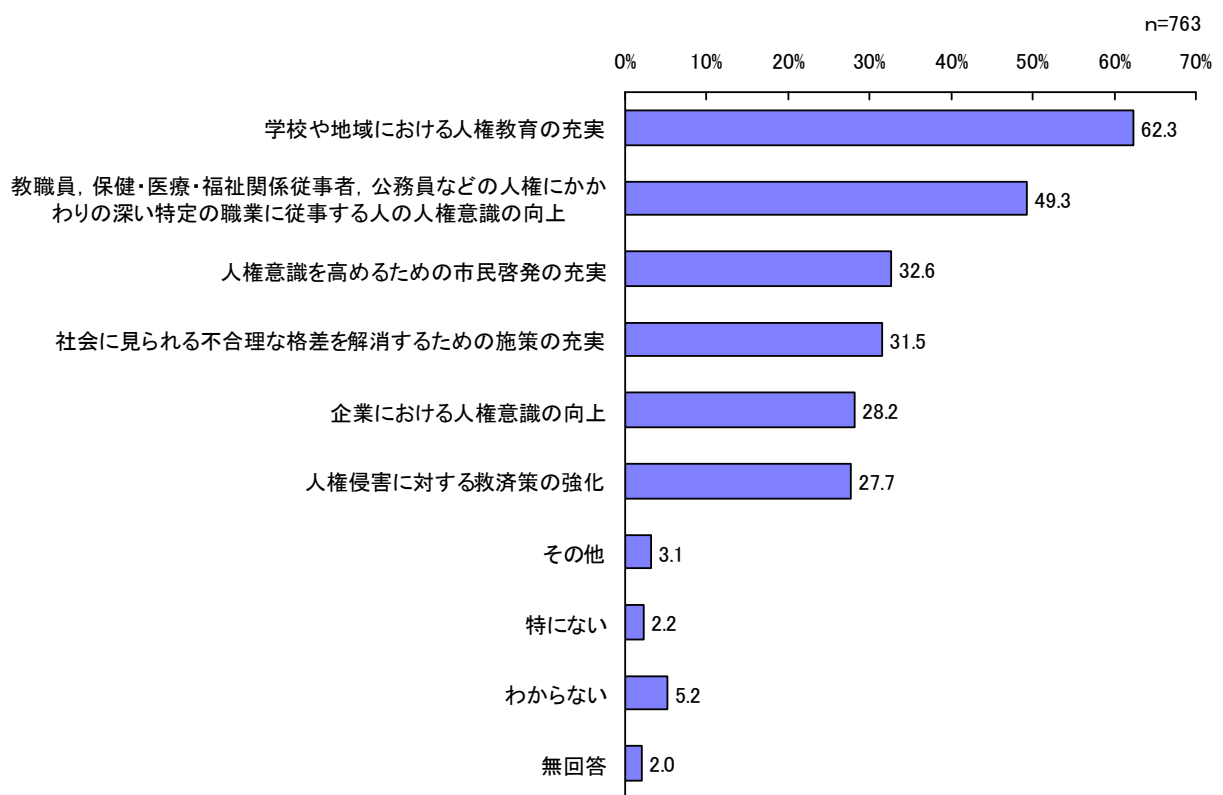


○人権が尊重される社会の実現のために必要な取組

「学校や地域における人権教育の充実」(62.3%)

設問 2 8 人権が尊重される社会の実現に必要な取組に関する質問では、「学校や地域における人権教育の充実」が 62.3%で最も多く、次いで「教職員、保健・医療・福祉関係従事者、公務員などの人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人の人権意識の向上」と答えています。

図一 8 市民設問 2 8 人権が尊重される社会の実現のために必要な取組

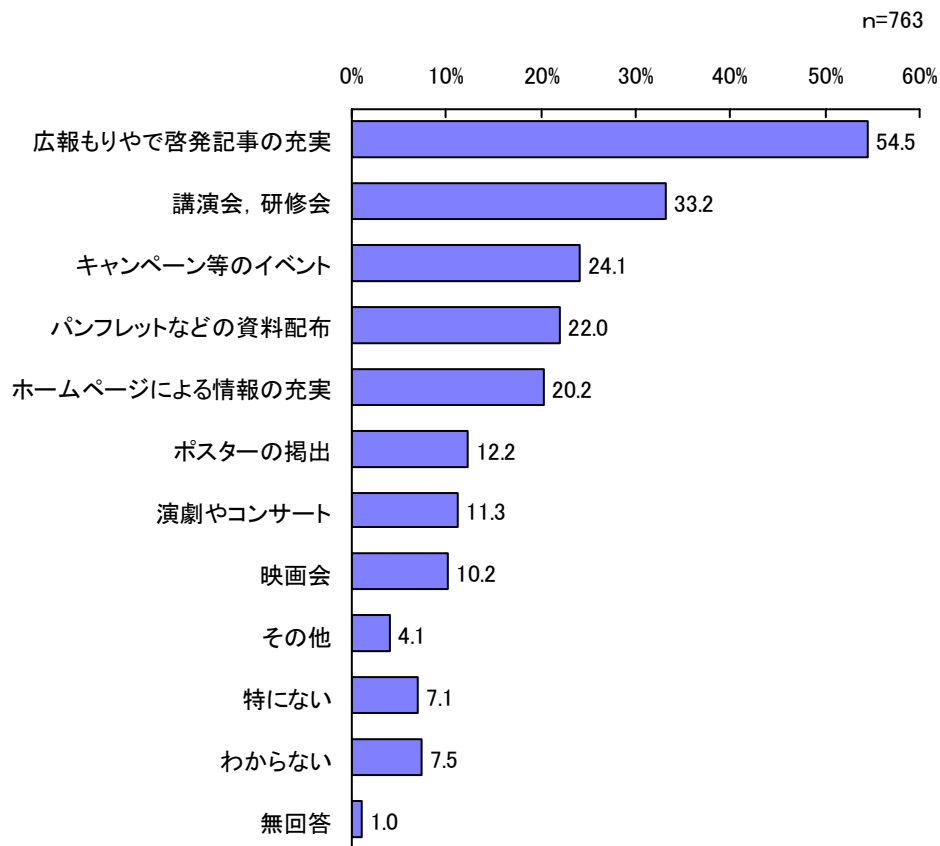


○人権について今後充実させていくべき取組

「広報もりやで啓発記事の充実」(54.5%)

設問 29 人権について今後充実させていくべき取組に関する質問では、「広報もりやで啓発記事の充実」が 54.5%で最も多く、次いで多い順に「講演会, 研修会」「キャンペーン等のイベント」と答えています。

図ー9 市民設問 29 人権について今後充実させていくべき取組

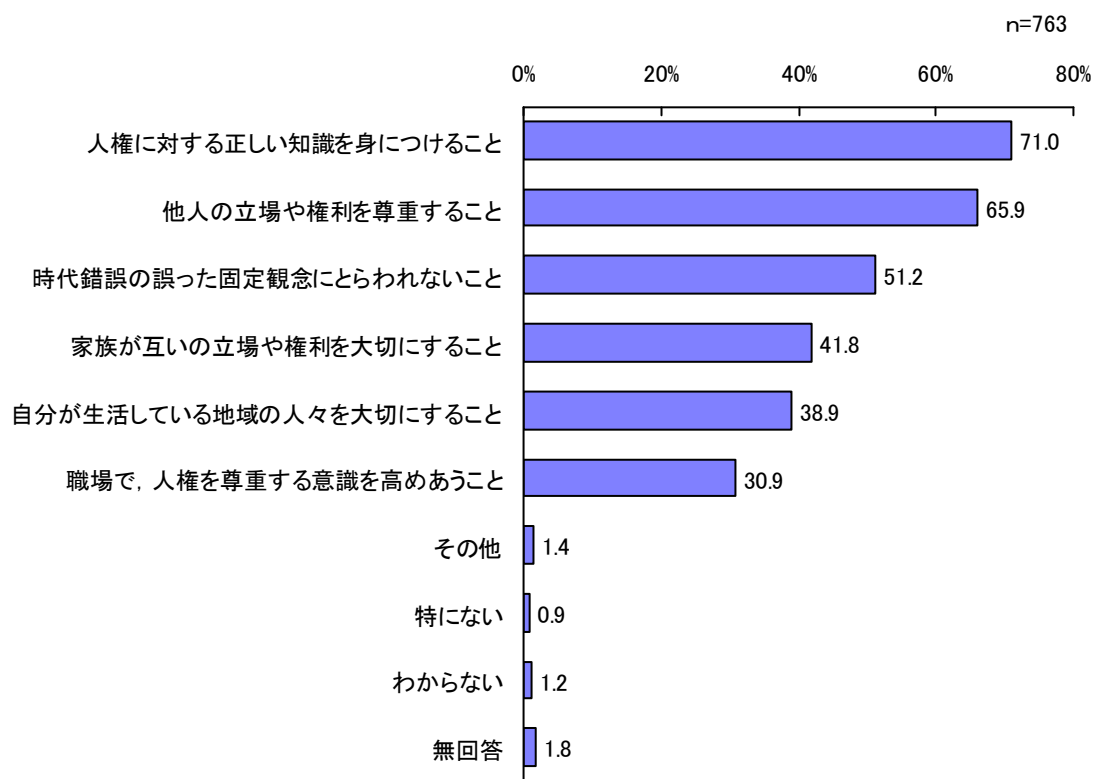


○人権を尊重しあうために心がけたり行動すべきこと

「人権に対する正しい知識を身につけること」(71.0%)

設問30 人権を尊重しあうために心がけたり行動すべきことに関する質問では、「人権に対する正しい知識を身につけること」との回答が71.0%で最も多く、次いで多い順に「他人の立場や権利を尊重すること」「時代錯誤の誤った固定観念にとらわれないこと」と答えています。

図-10 市民設問30 人権を尊重しあうために心がけたり行動すべきこと

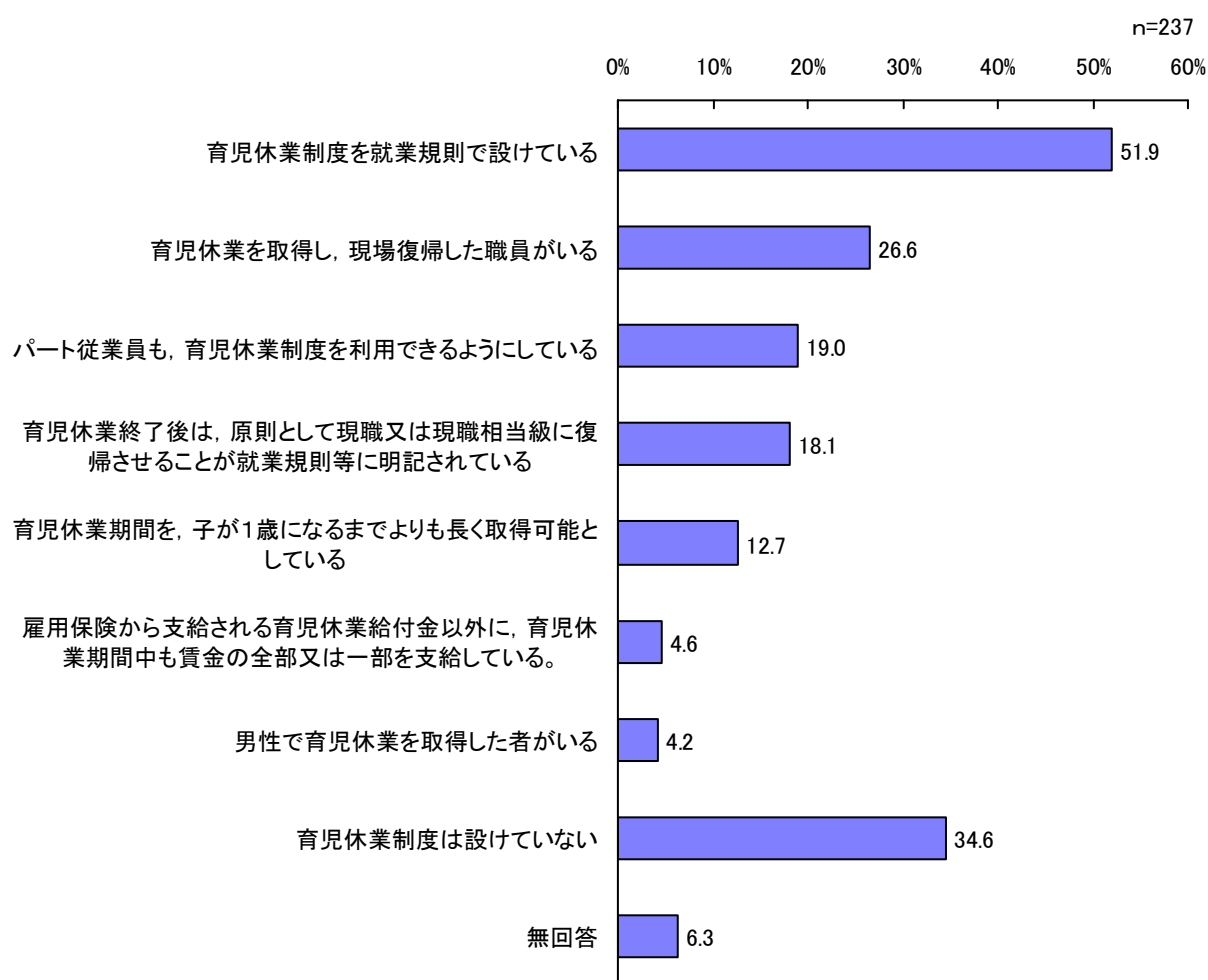


(2) 企業意識調査概要

○育児休業制度について「育児休業制度を就業規則で設けている」 (51.9%)

設問5 育児休業制度に関する質問では、「育児休業制度を就業規則で設けている」は約半数で、「育児休業制度は設けていない」と約3分の1が答えています。なお、「育児休業を取得し、現場復帰した職員がいる」は26.6%いるなか、「男性で育児休業を取得した者がいる」は4.2%にとどまっています。

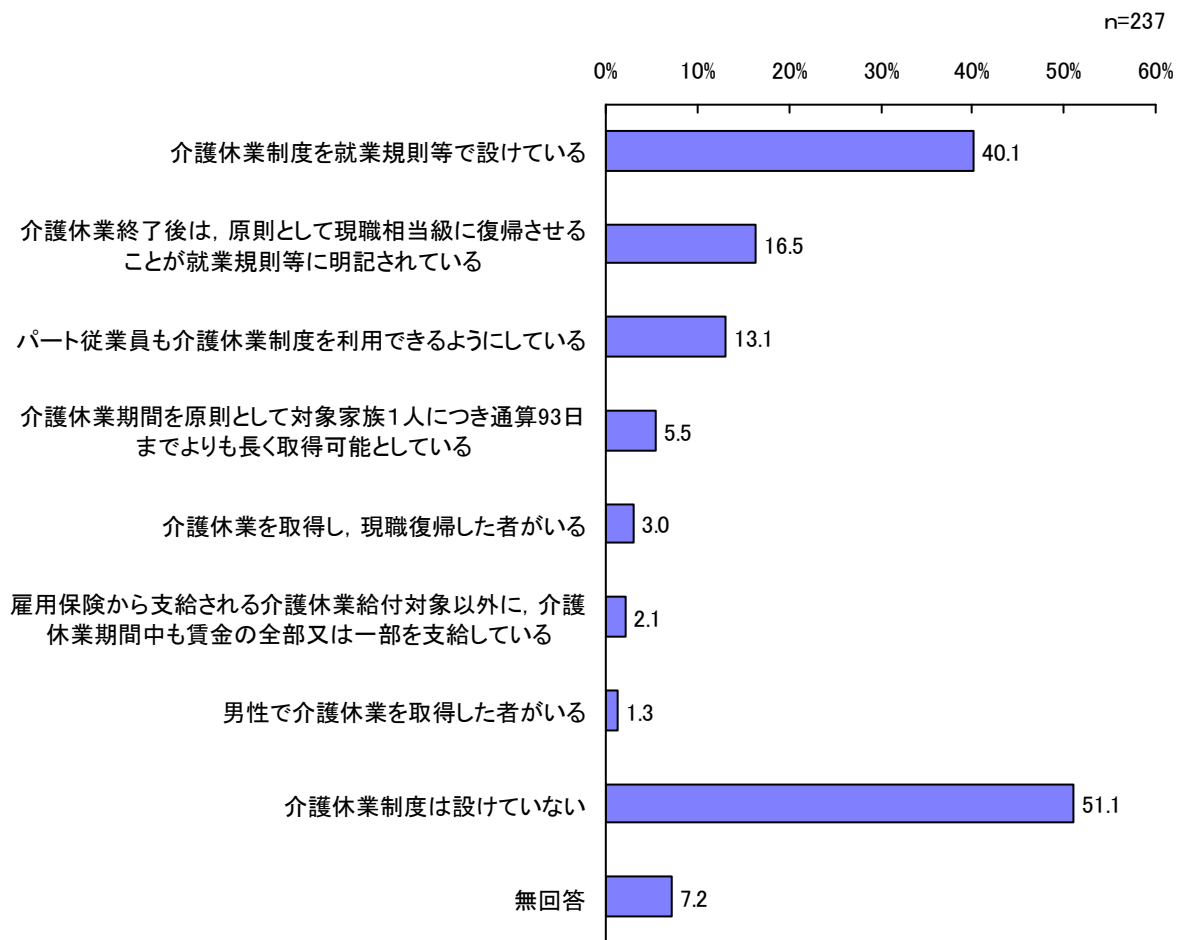
図-11 企業設問5 育児休業制度について



○介護休業制度について「介護休業制度を就業規則等で設けている」
(40.1%)

設問6 介護休業制度に関する質問では、「介護休業制度を就業規則等で設けている」は4割となっており、「介護休業制度は設けていない」と過半数が答えています。

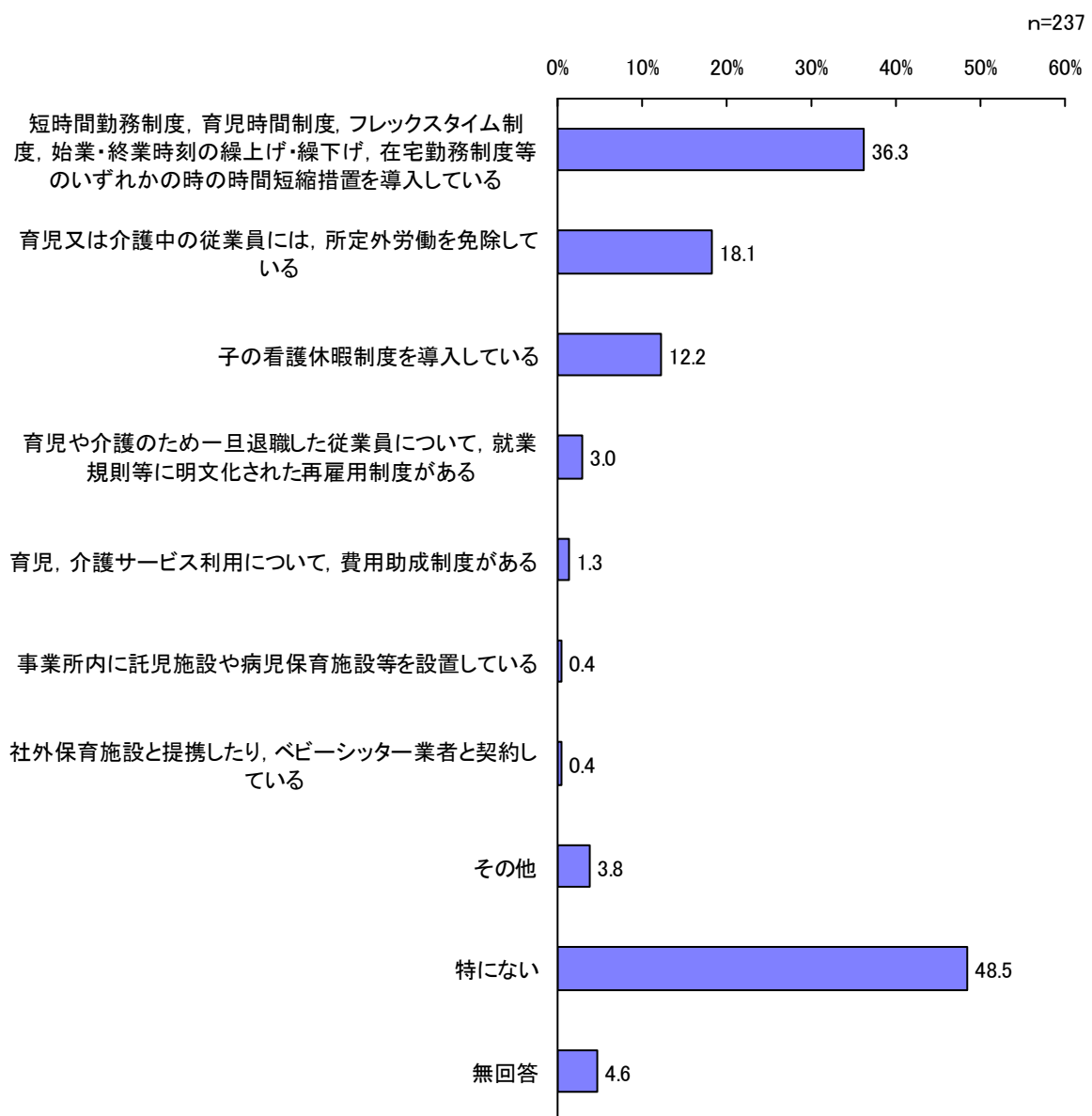
図-12 企業設問6 介護休業制度について



○仕事と家庭の両立支援について 「特にない」(48.5%)

設問7 仕事と家庭の両立支援に関する質問では、「特にない」が48.5%で最も多く、次いで多い順に「短時間勤務制度、育児時間制度、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、在宅勤務制度等のいずれかの時の時間短縮措置を導入している」「育児又は介護中の従業員には、所定外労働を免除している」と答えています。

図-13 企業設問7 仕事と家庭の両立支援について

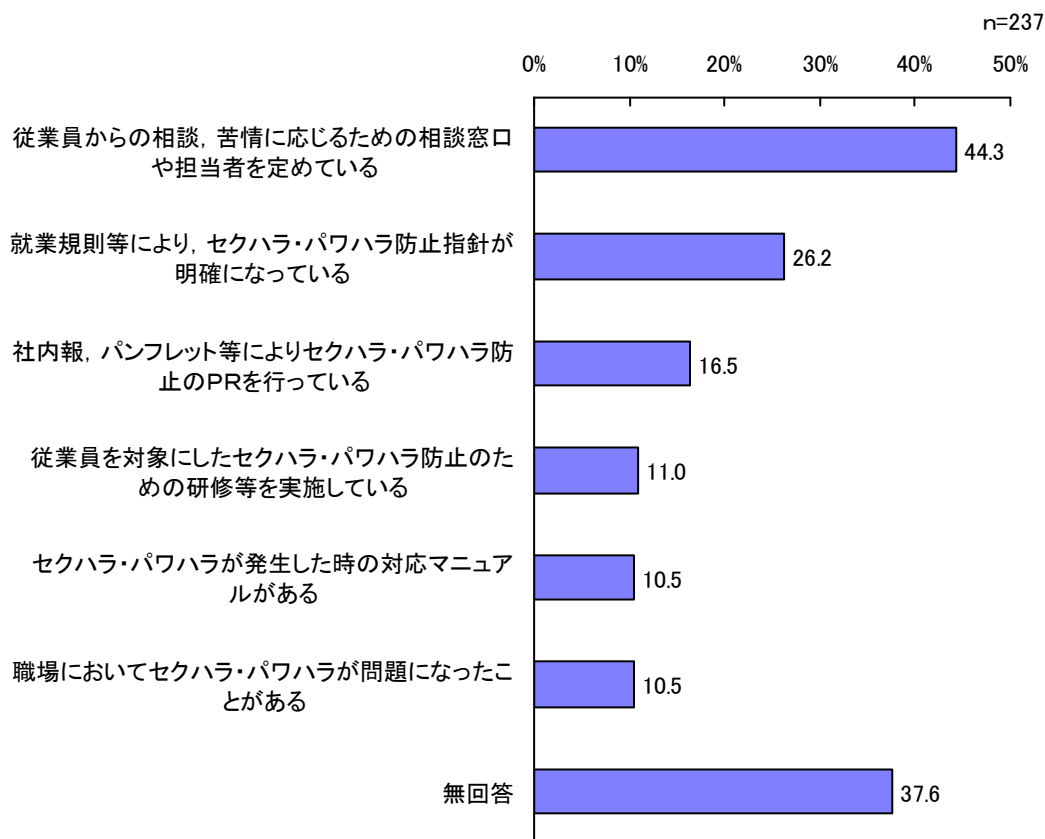


○セクハラ・パワハラ対策について

「従業員からの相談, 苦情に応じるための相談窓口や担当者を定めている」
(44.3%)

設問8 セクハラ・パワハラ対策に関する質問では, 「従業員からの相談, 苦情に応じるための相談窓口や担当者を定めている」が44.3%で最も多く, “特に対策をしていない” が含まれると思われる無回答をはさんで, 次いで多い順に「就業規則等により, セクハラ・パワハラ防止指針が明確になっている」「社内報, パンフレット等によりセクハラ・パワハラ防止のPRを行っている」と答えています。

図-14 企業設問8 セクハラ・パワハラ対策について

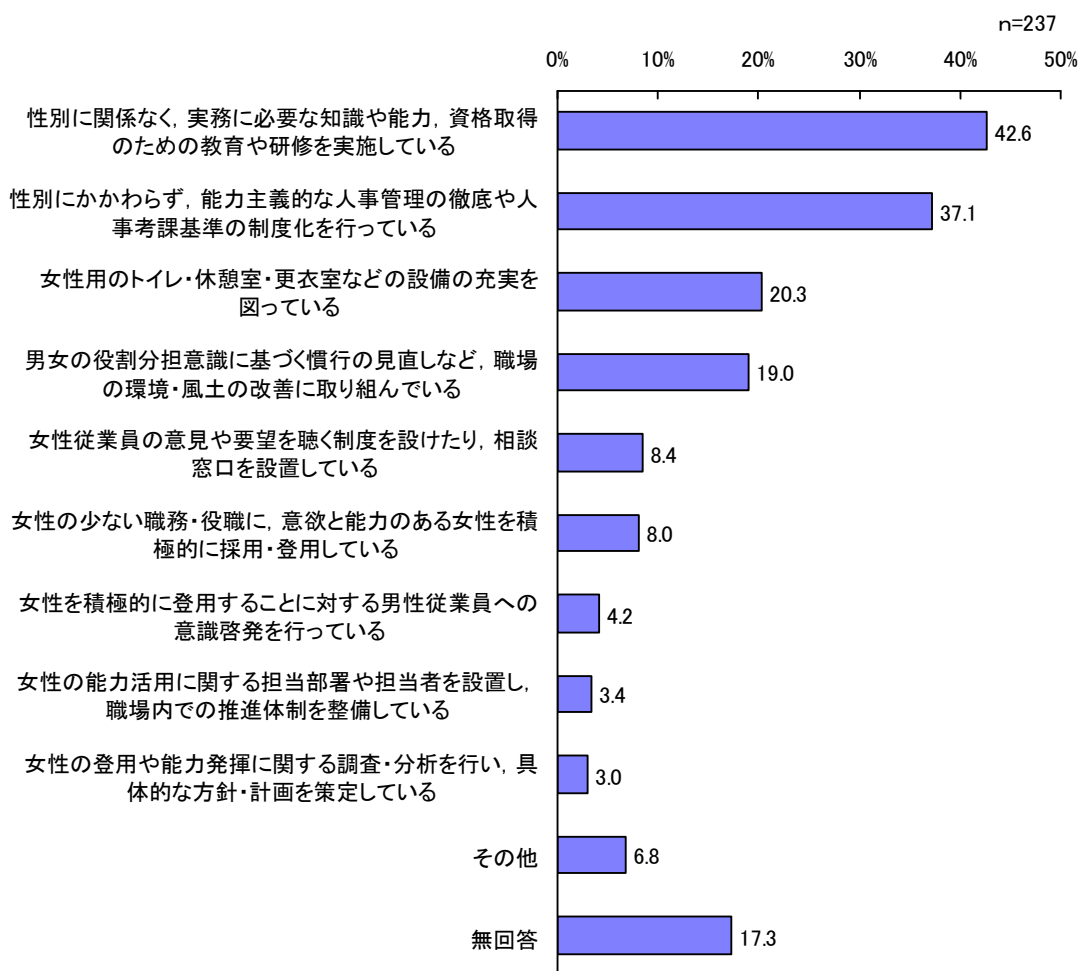


○女性の登用や能力開発・発揮に関する取組

「性別に関係なく、実務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を実施している」(42.6%)

設問9 女性の登用や能力開発・発揮に関する取組の質問では、「性別に関係なく、実務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を実施している」が42.6%で最も多く、次いで多い順に「性別にかかわらず、能力主義的な人事管理の徹底や人事考課基準の制度化を行っている」「女性用のトイレ・休憩室・更衣室などの整備の充実を図っている」と答えています。

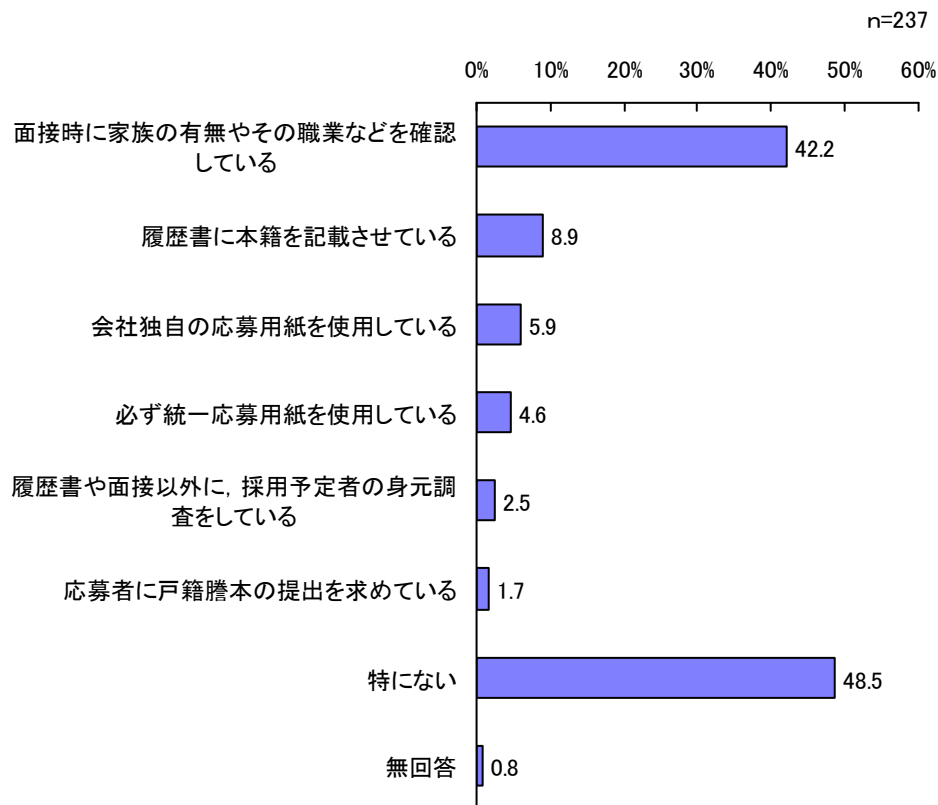
図－15 企業設問9 女性の登用や能力開発・発揮に関する取組



○従業員の募集にあたり実施していること 「特にない」(48.5%)

設問10 従業員の募集に関する質問では、事業所において実施していることは「特にない」が48.5%で最も多く、次いで「面接時に家族の有無やその職業などを確認している」と答えています。

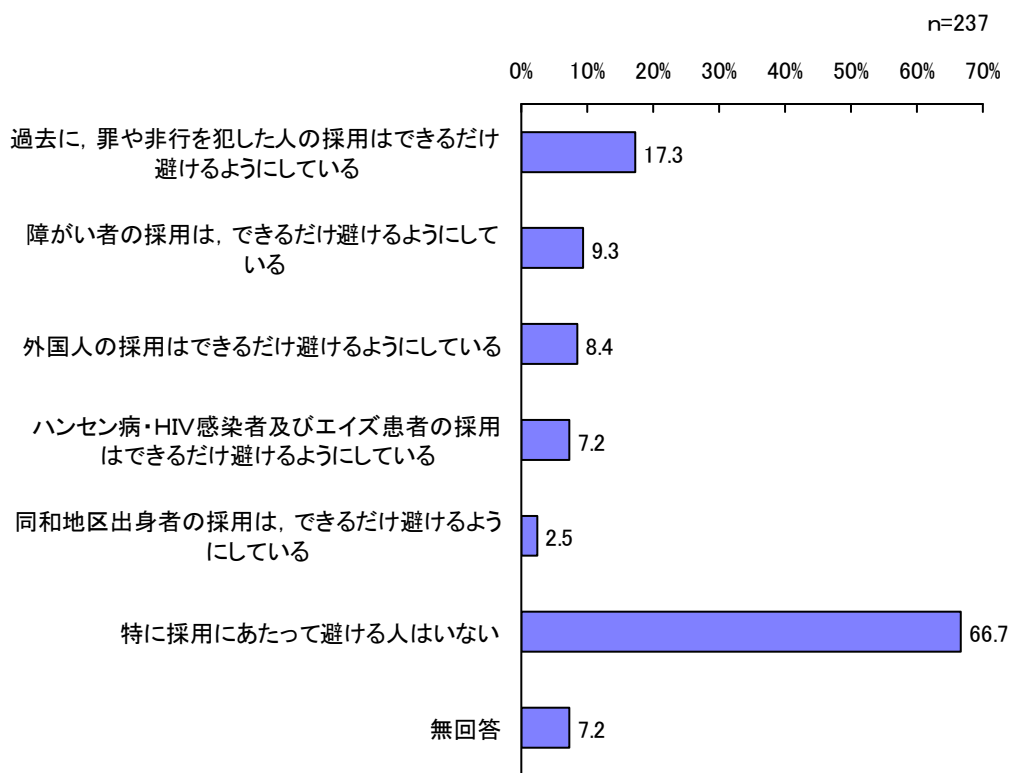
図-16 企業設問10 従業員の募集にあたり実施していること



○従業員の採用選考について 「特に採用にあたって避ける人はいない」
(66.7%)

設問 1 1 従業員の採用選考に関する質問では、「特に採用にあたって避ける人はいない」が66.7%で最も多く、次いで多い順に「過去に、罪や非行を犯した人の採用はできるだけ避けるようにしている」「障がい者の採用は、できるだけ避けるようにしている」と答えています。

図－17 企業設問 1 1 従業員の採用選考について



○従業員の採用選考について 「受け入れることの条件」

設問 1 1 - 1 設問 1 1で「できるだけ採用を避ける」と答えた方に、どのような条件があれば受け入れることができるか聞いたところ、以下のように答えています。

■卸売・小売業

- ・日本語ができるならOK〔外国人〕
- ・職務を十分に果たせる日本語力（会話・書字）と日本文化に対する理解力を有することが条件〔外国人〕
- ・人間としての真摯な態度と周りに対する感謝の気持ちを持つこと。〔過去に罪や非行を犯した人〕

■サービス業

- ・接客業のため接客において問題のないようなら。〔障がい者, ハンセン病・HIV感染者〕
- ・警備業法第14条規定に該当しなければ採用します（過去5年間に禁固刑以上の犯罪歴や現在執行猶予中の方）。〔過去に罪や非行を犯した人〕
- ・過去5年間の確認が取れば可〔外国人〕
- ・過去の職場での勤務態度や現在の生活等を証明できるものから、採用に当たって問題ないことが判明すれば受け入れる可能性はある。〔障がい者, 同和地区出身者, ハンセン病・HIV感染者, 過去に罪や非行を犯した人〕
- ・接客上, 問題がなければ採用いたします。〔障がい者〕
- ・トラック運転手としての職業ですので運転免許証が必要であること, また大手企業との取引による配送業務ですから, 一人ひとりが営業マンとして対応しなくてはなりません。従って日本語も必要条件となります。〔外国人〕

■建設業

- ・身元や性格を保証する人〔障がい者, 同和地区出身者, 外国人〕

■製造業

- ・身元保証人（信頼できる方）〔障がい者, 外国人, 過去に罪や非行を犯した人〕
- ・日本語を理解できコミュニケーションができればOK〔外国人〕

■金融・保険業

- ・更生が確認できた時〔過去に罪や非行を犯した人〕
- ・簿記検定2級以上, 税理士資格, 会計士資格などの資格を有する方ならば受け入れることができます。〔過去に罪や非行を犯した人〕

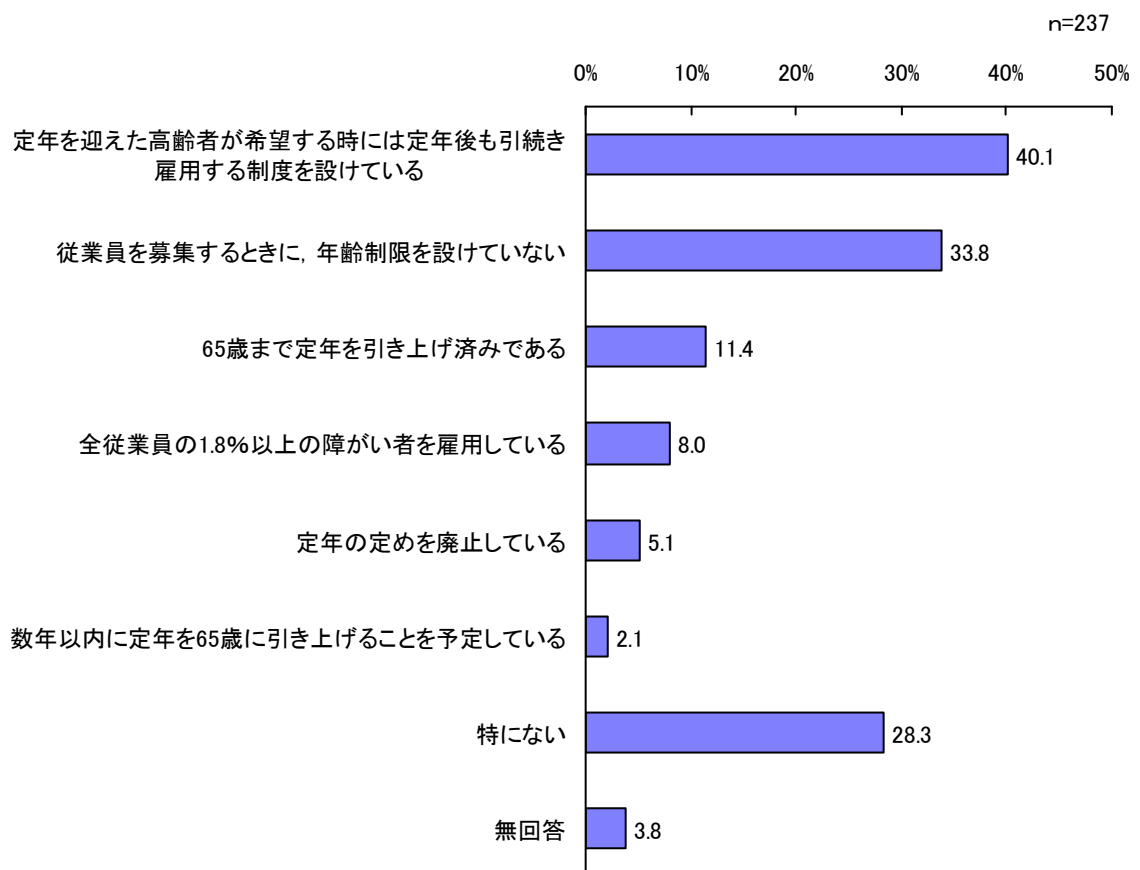
○高齢者及び障がい者の労働について

「定年を迎えた高齢者が希望する時には定年後も引続き雇用する制度を設けている」(40.1%)

設問 1 2 高齢者及び障がい者の労働に関する質問では、「定年を迎えた高齢者が希望する時には定年後も引続き雇用する制度を設けている」が40.1%で最も多く、次いで多い順に「従業員を募集するときに、年齢制限を設けていない」「特にない」と答えています。

「全従業員の1.8%以上の障がい者を雇用している」は8.0%となっています。

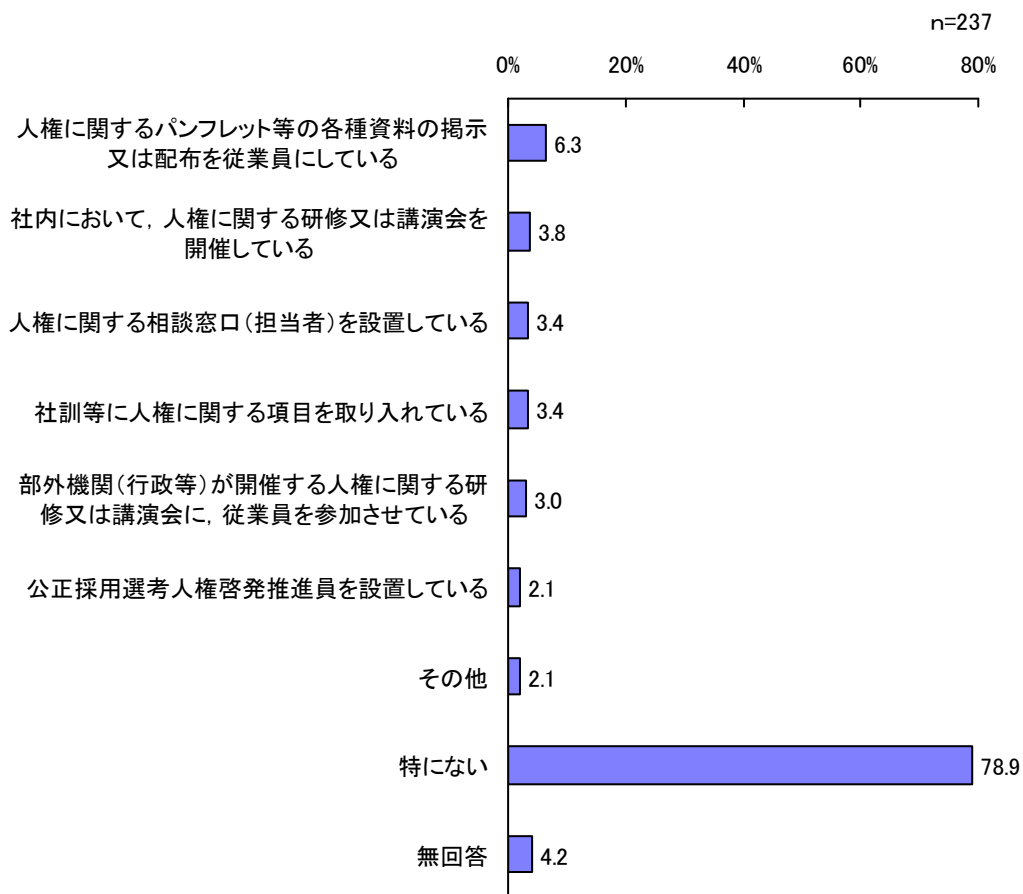
図－18 企業設問 1 2 高齢者及び障がい者の労働について



○従業員を対象とした人権問題全般への取組 「特にない」(78.9%)

設問15 従業員を対象とした人権問題全般への取組に関する質問では、「特にない」が約8割を占めており、取組として最も多い「人権に関するパンフレット等の各種資料の掲示又は配布を従業員にしている」も6.3%にとどまっています。

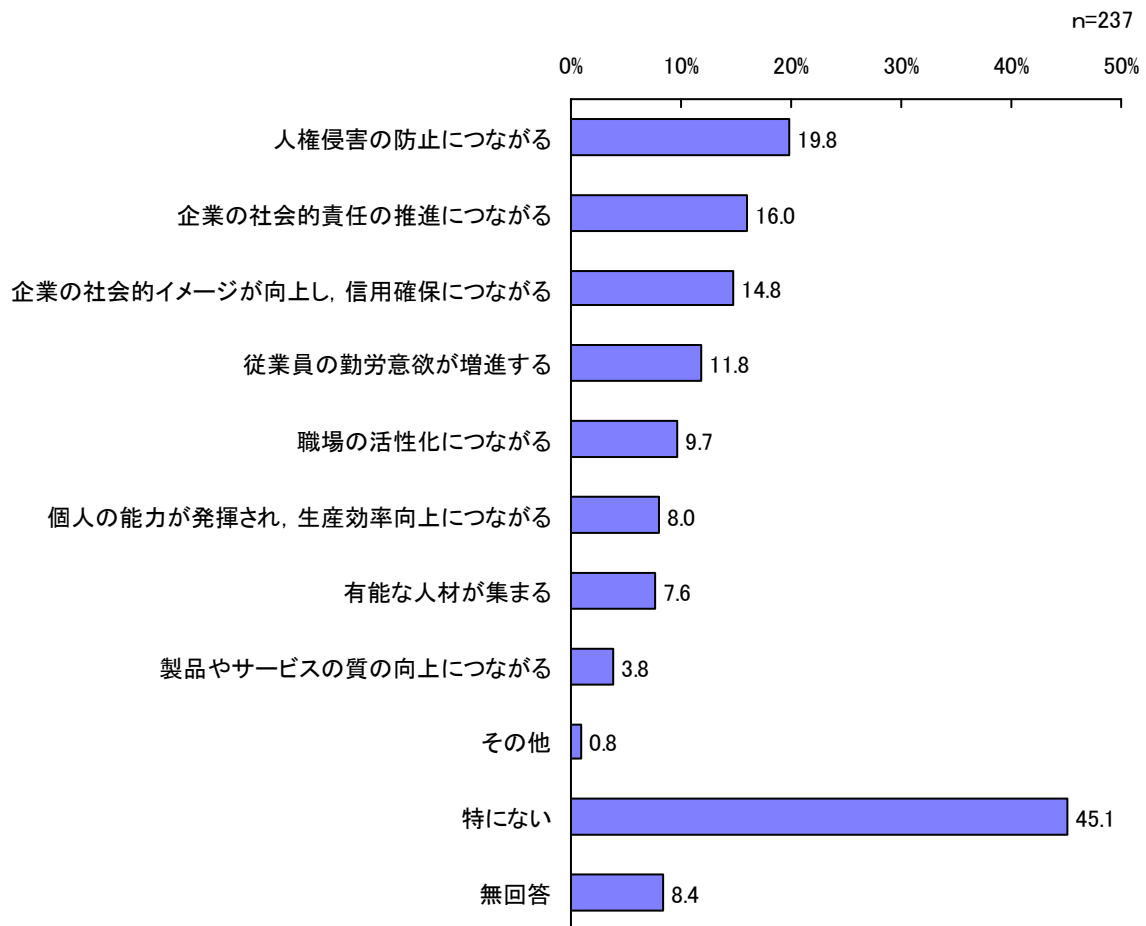
図-19 企業設問15 従業員を対象として人権問題全般への取組



○社内の人権意識が高まることによってもたらされる効果 「特にない」
(45.1%)

設問 1 6 社内の人権意識が高まることによってもたらされる効果に関する質問では、「特にない」が 45.1%で最も多く、次いで多い順に「人権侵害の防止につながる」「企業の社会的責任の推進につながる」と答えています。

図ー 2 0 企業設問 1 6 社内の人権意識が高まることによってもたらされる効果



第2章 基本的施策の推進

1 人権教育の推進

人権教育については、生涯学習の視点に立って、幼児期から発達段階に応じて、市民一人ひとりが、人権の意義やその重要性を知識として身に付け、直感的に感受し、共感的に受け止めることができるような感性や感覚を身に付ける教育とともに、日常生活において、人権への意識が態度や行動に現れるよう、学校、家庭、地域、関係機関などと連携を図りつつ、地域の実情に応じた人権教育を推進します。

(1) 学校教育における人権教育

本市においては、人権教育を通じて人権の意義、内容や重要性について理解を深めるとともに、様々な場面において具体的な実践行動が現れるような取組を進めます。

推進に当たっては、教育活動全体を通して、様々な人権に関する知的理解を深めるとともに、個人の尊厳についての自覚を深め、人間尊重の精神を養います。また、集団生活を通して相互理解を深め、いじめはもちろん、差別や偏見のない人間関係の育成に努めます。

ア 発達段階に応じた人権教育の推進

学校においては、児童生徒の発達の段階に応じて、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間のそれぞれの特質を生かしながら、教育活動全体を通して人権の意義や大切さに気付かせ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう人権感覚を養い、実践行動ができるよう学習を推進します。

また、知識伝達型の学習だけでなく、人権課題設定の工夫による問題解決的な学習、構成的グループエンカウンター^{*}による参加体験型学習、人権擁護委員と連携した人権教室の開催など、多様な手法を積極的に推進します。

イ 学習内容及び指導方法の充実

問題解決的な学習、参加体験型の学習を推進していくための学習内容及び指導方法について研究・開発を行うことにより、更なる指導の充実を図ります。また、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて行われている人権教育を有機的に連携させるとと

もに、一人ひとりを大切にしたい人権が尊重される授業づくりを進めます。
さらに、児童生徒に所属感や自己有用感^{*}を持たせることのできる指導方法の工夫改善にも取り組みます。

ウ 教職員の資質向上

人権教育については、すべての教職員が人権についての正しい理解のもと、確かな人権意識・感覚を持ち、積極的に取り組むことが重要です。
このため、教職員が自らの資質向上を図り、人権尊重の理念などについての十分な認識と指導力を身に付けることができるよう、教職員を対象とした人権教育に関する研修機会の整備と研修内容の充実に努めます。

(2) 社会教育における人権教育

家庭・地域社会においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざし、社会教育支援のための機能の充実や、人権に関する多様な学習機会を通して、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。

また、人権教育の効果を高めるために、家庭・学校・地域が共に子どもを育てていくという視点に立ち、人権教育を推進していく必要があります。

ア 家庭教育の充実

家庭教育は、子どもの人間形成の基礎を育む重要な役割を果たし、保護者は生活を通じ自らの姿をもって子どもに人権感覚を示していくことが重要です。

保護者の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える保護者への相談体制の整備に努めます。

イ 生涯学習機会の提供

人権についての学習が地域社会に広がっていくよう、公民館等の施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実に努めます。

また、市内の学習機会の情報や視聴覚教材貸出情報、効果的な学習方法、指導者の紹介について、インターネット等を利用した情報の提供に努めます。

ウ 人権教育を推進する指導者の養成

地域社会において、人権学習を推進していく指導者の養成を図り、社

会教育における指導体制の充実に努めます。また、専門的な資質を培う研修等に努めます。

2 人権啓発の推進

すべての市民一人ひとりが、人権が尊重された社会の確立に向けて、人権問題を自らの課題として捉え、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発の推進に努めます。

(1) 市民への人権啓発

市民一人ひとりが、自らの課題として人権尊重の理念についての理解を深めることができるよう、様々な学習機会の提供や効果的な手法による啓発活動を推進します。

また、普遍的な人権尊重の理念を訴えかけるほかに、具体的な人権課題に即し、地域の実情等を踏まえた研修を開催するなど、市民の意識・関心を喚起する啓発活動を推進します。

ア 学習機会の提供

人権に関する正しい知識を習得し、多様な価値観や考え方を受け止めることができるよう学習内容を充実し、積極的に学習できる機会の提供に努めます。

イ 啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用

市民が人権尊重の理念について身近に感じ、その理解を深めることができるよう、身近な課題や具体的な事例、講演会やイベント等の人権に関する事業の紹介など内容の工夫に努めるとともに、人権に関するメッセージや作品展示の活用など、効果的に推進していきます。

また、広報紙やインターネットなど様々な広報媒体の活用に努めます。

ウ 国、県、関係団体等との連携による啓発活動の充実

複雑・多様化する人権問題に対応した啓発を推進するため、国、県、関係団体等様々な啓発実施主体との連携強化を図っていきます。

また「人権週間」(12月4日～10日)などの取組の機会を捉え、「茨城県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び市町村、法務局支局、人権擁護委員で構成する「地域人権啓発活動ネットワーク協議会」との連携により効果的な啓発を推進します。

(2) 企業等への人権啓発

企業も社会を構成する一員であるという考え方から、その活動には環境や人権の配慮など社会的責任を果たしていくことが重要視されています。企業等の活動が基本的人権に配慮したものとなるよう、啓発に努めます。

ア 企業内人権研修への支援

企業内における人権研修の積極的な推進を働きかけ、採用や昇進などにおける機会均等、セクシュアル・ハラスメント^{*}の防止、男女の人権が尊重され、共に働きやすい職場づくりの啓発に努めます。

また、企業内研修への講師派遣や研修会を通じて自主的な教育・啓発活動を支援します。

イ 就職の機会均等の確保

だれでも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選べるという職業選択の自由の確保には、雇用する側が公平で公正な採用選考を行う必要があります。そのため、企業に対し、社会的責任を自覚し、個人の能力と適性に基づく公正な採用を行うよう啓発に努めます。

3 相談・支援体制の充実

人権侵害を受けた人や人権侵害を受ける恐れのある人に対する相談・支援活動は人権教育・啓発と並んで重要な取組課題です。相談・支援体制については、様々な相談窓口を設置していますが、人権問題の複雑・多様性から、その相談内容も広範多岐に渡ります。そのため国・県や関係機関との連携を図りながら、相談・支援に関する取組の充実に努めます。

また、各相談機関に関する情報を市のホームページや各種広報媒体を活用して積極的に情報提供に努めます。

第3章 分野別施策の推進

1 女性の人権

(1) 現状と課題

国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の重要課題として位置づけ、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、雇用分野においては、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等、女性への暴力防止に向けた取組として「ストーカー行為[※]等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等の整備を推進しています。

本市では、平成8(1996)年の女性問題担当窓口の設置を皮切りに、女性政策や男女共同参画の推進に取り組んできました。平成17(2005)年3月には「守谷市男女共同参画推進計画」の策定、平成21(2009)年3月に「守谷市男女共同参画推進条例」を制定及び「守谷市男女共同参画都市」を宣言、平成22(2010)年3月には「守谷市男女共同参画推進計画(後期実施計画)」の策定、8月に「守谷市男女共同参画推進ネットワーク」が設置され、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、人々の意識や行動、社会的な慣行の中には、いまだに女性に対する差別的な取扱いや、女性の主体的な生き方を阻む固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、職場における賃金格差、妊娠・出産時の女性の不利益な取扱い、性別による不平等もぬぐえません。「女子差別撤廃条約[※]」や「男女雇用機会均等法」をはじめとした、女性の人権に関する法律の周知と、それに基づく社会制度の整備が課題となっています。

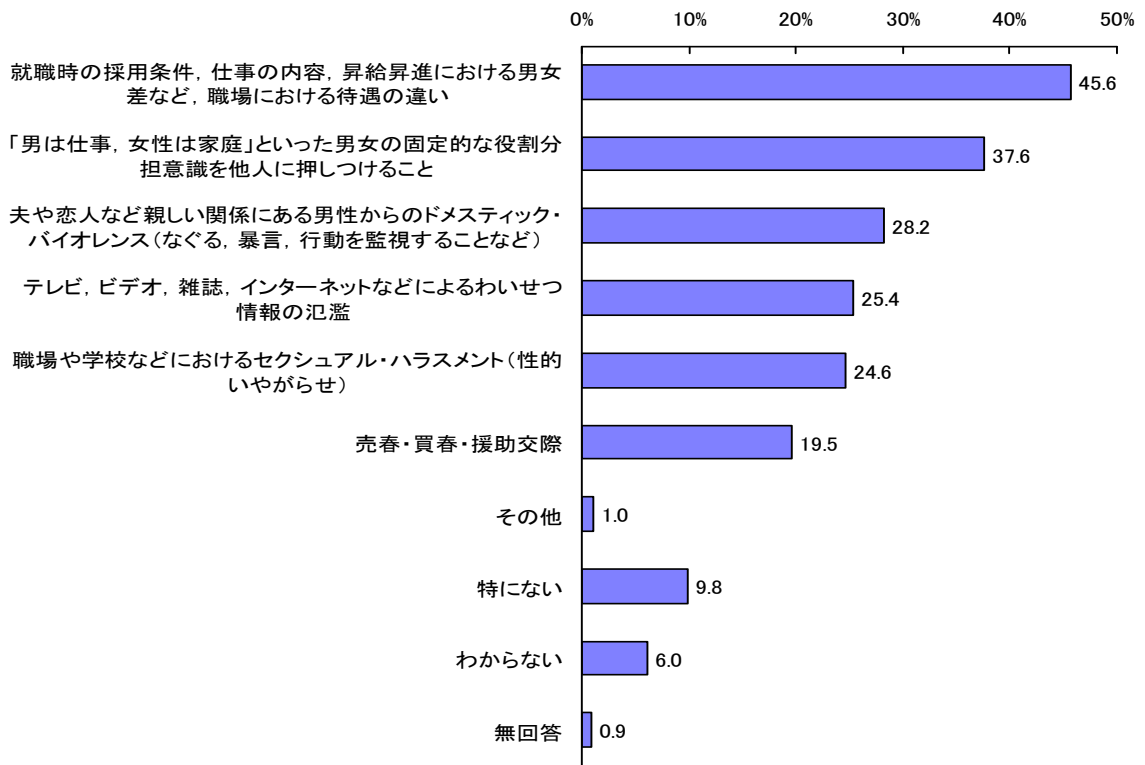
また、セクシュアル・ハラスメント、DV(ドメスティック・バイオレンス[※])、性暴力など、女性の人権を著しく侵害する事例が発生しており、女性に対する相談支援体制の整備・充実が必要とされています。

人権に関する意識調査から、女性の人権について特に問題があると思われることについて、①就職時の採用条件、仕事の内容、昇給など待遇に関する問題、②男女固定的役割分担意識、③セクハラ、DVなどの問題があると感じている人が多いことが分かりました(次頁設問6)。

また、必要な対策としては、仕事と育児・介護の両立に関する環境整備と相談支援体制及び男女平等に関する教育の充実が望まれている結果となりました(次頁設問7)。

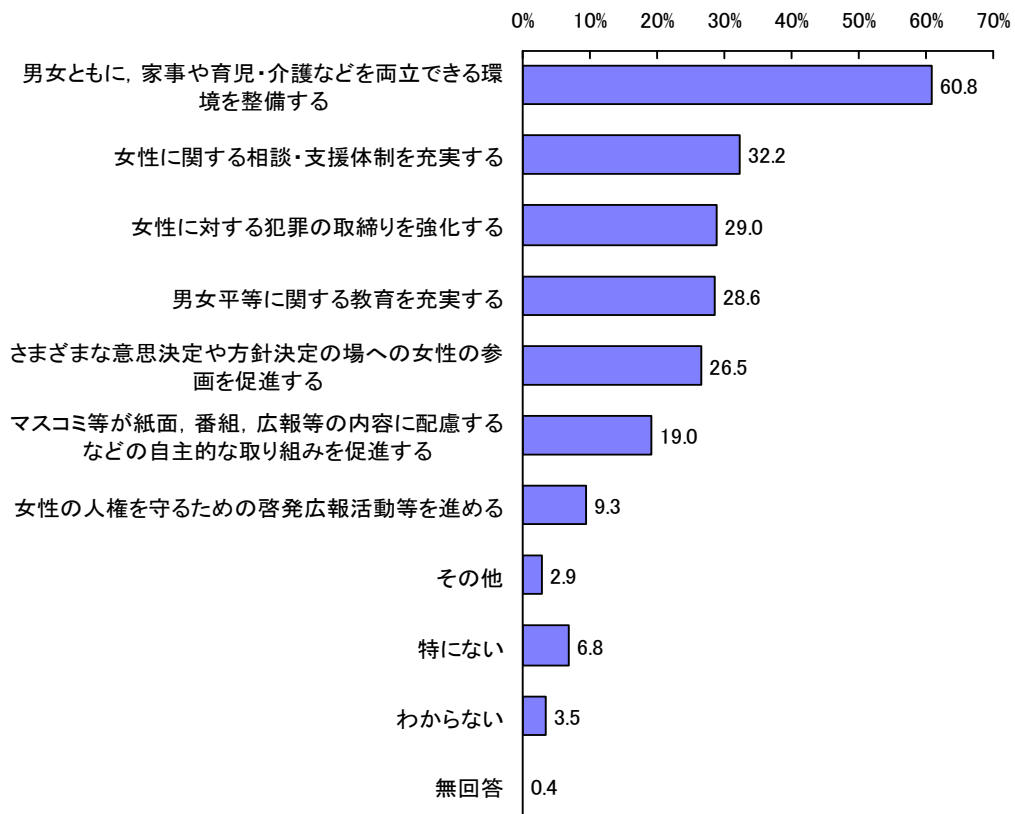
図－２０ 市民設問６ 女性に関する人権上の問題

n=763



図－２１ 市民設問７ 女性の人権を守るために必要な対策

n=763



(2) 施策の基本的方向

ア 男女共同参画を推進するための意識づくり

男女共同参画社会の実現を阻害している大きな要因は、長い時間をかけてつくられた社会制度や慣行、性別による固定的な役割分担意識です。

そこで、広く市民に対し、男女共同参画の視点から意識や慣行の見直しをするために、広報紙、インターネットなど多様な広報媒体を活用したり、講演会やフォーラムを開催するなど様々な啓発活動を通じて、男女共同参画を推進するための意識づくりに努めます。

イ 女性に対する暴力の防止

男女がお互いの人権を尊重することは、男女共同参画社会を実現するための基本となるものです。しかし、配偶者・パートナーからのDVやセクシュアル・ハラスメントなどの権利侵害は様々なところに存在しています。

そのため、様々な機会を捉えて女性への暴力防止に関する啓発活動を促進し、学習機会の充実及び相談機関等への情報提供を行い、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組に努めます。

また、女性の様々な悩みや不安の解消を図るため、人権相談や女性問題に関する相談などの各種相談業務の充実にも努めます。

ウ 地域活動における男女共同参画の促進

豊かで充実した生活を送るためには、男女がともに協力しながら安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。

そこで、多くの市民が性別や年齢にかかわらず、福祉、防災、防犯、環境などの地域活動に参加・参画し、住みよい地域づくりを進めていくため、地域活動における男女共同参画の促進に努めます。

エ 男女が働きやすい環境づくりの推進

男女雇用機会均等法など法的な整備が進み、職場における制度上の性差別については改善されてきましたが、雇用条件や就業環境などで、男女格差が解消されていない状況があります。

そのため、県や関係機関と連携を図り、講習会などに関する情報提供を行うとともに、企業等に対する、法令・各種制度等の広報・啓発活動を通じて、男女が働きやすい環境づくりの推進に努めます。

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

国では、平成6(1994)年に、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権を保護することを目的として、「子どもの権利条約^{*}」を批准しました。その後、平成11(1999)年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が、続いて平成12(2000)年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行される等、子どもの人権を擁護するための法律や制度の整備が進められてきました。

近年、少子化や核家族化が進む中であって、地域における人間関係の希薄化、子どもたちの遊び方の変化やインターネット・携帯電話の普及など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、また、児童虐待や家庭内暴力から、非行、いじめや体罰、校内暴力、不登校、薬物乱用、援助交際や児童ポルノまで、様々な人権問題が発生し、これらの問題を解決するための教育環境の整備、いじめや不登校をなくす手立て、児童虐待の防止等が大きな課題となっています。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「守谷市次世代育成支援対策行動計画:のびゆく守谷子ども未来プラン」を平成17(2005)年に策定し、家庭、学校、地域、職場、関係機関、行政等が連携し、社会全体で子どもが健やかに成長できる環境をつくる取組を推進してきました。

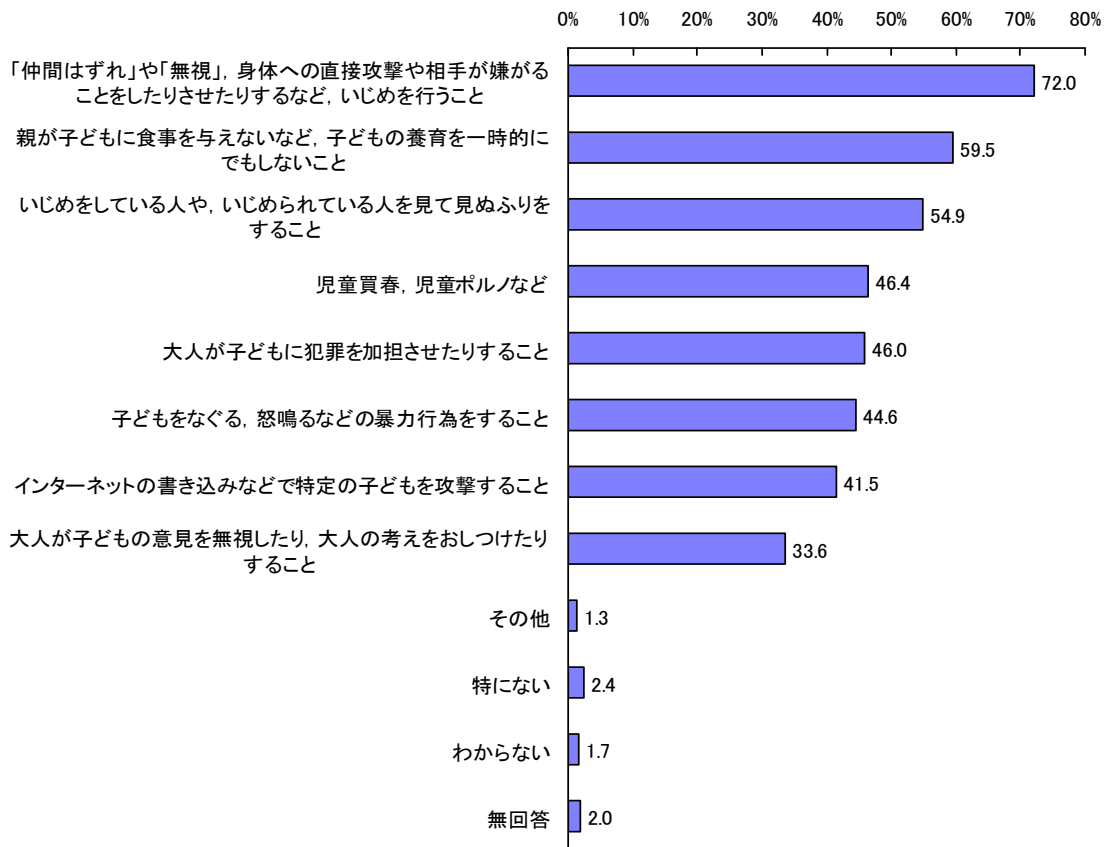
子どもは社会を構成する一員であるとの認識に立って、子どもの権利が保障され、また尊重されるよう、家庭、学校、地域、職場、関係機関、行政等が連携した支援体制を充実させていくことが重要となっています。

人権に関する意識調査から、子どもの人権について特に問題があると思われることについて、①「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりするなど、いじめを行うこと、②親が子どもに食事を与えないなど、子どもの養育を一時的にでもしないこと、③いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをするなどの問題があると感じている人が多いことが分かりました(次頁設問8)。

また、必要な対策としては、子どもに他人への思いやりと命の大切さを教える、また、子どもに善悪の判断ができるように教えるため、教師と家庭の教育力を高めることが望まれている結果となりました(次頁設問9)。

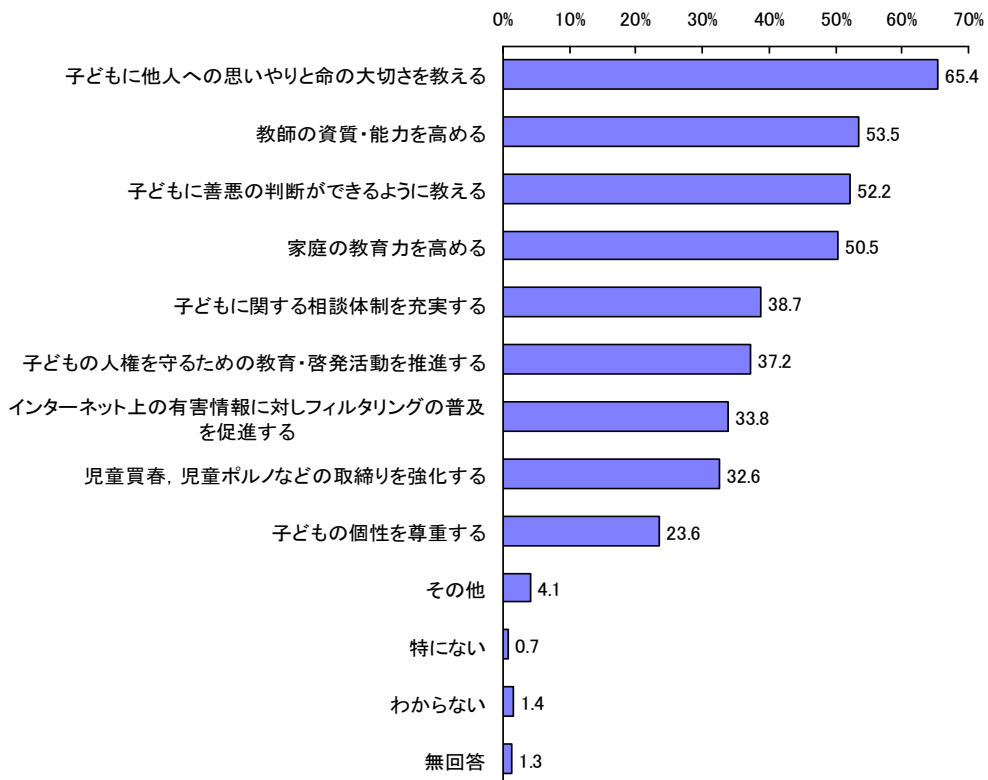
図一 2 2 市民設問 8 子どもに関する人権上の問題

n=763



図一 2 3 市民設問 9 子どもの人権を守るために必要な対策

n=763



(2) 施策の基本的方向

ア 健やかな成長を支える教育環境の整備

子どもが豊かな自然とふれあいながら、心身とも健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させていきます。また、家庭や学校、地域社会との十分な連携の下で、人としての生き方や道徳、社会のルールを身に付け、様々な体験を通じて家庭や地域の教育力の向上を図ります。

イ 子どもの権利が尊重される環境づくり

子どもの健全な成長・発達と学習権の保障を基盤とし、子どもたちが差別や権利侵害を受けることなく、一人の人間として人権が最大限に尊重されることが重要です。学校においては、教育活動全体を通じて、子ども一人ひとりの人格を認め、人権についての理解を深めるとともに人権感覚を養い、人権を意識した行動ができるよう、人権教育の一層の推進を図ります。

ウ いじめや不登校等に関する取組

いじめや不登校等の問題は子どもの人権に関わる重大なものであり、発生の予防に向け積極的に取り組む必要があります。子どもにとっての学校は、勉強の場や社会生活の経験の場であり、一人ひとりの人格が認められる場でなくてはなりません。これらの点を踏まえ、学校においては、家庭や地域、関係機関と連携をしながら、子どもたちの生きる力を育み、一人ひとりの自己有用感を高め、生き生きと活動できる学校づくりに努めます。

エ 児童虐待の防止

児童虐待に関する相談、指導の充実を図ります。

守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の関係機関と協力して、虐待を受けている児童や要支援家庭を早期に発見して適切な支援を行います。

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

我が国の高齢者人口は、年々増加の一途をたどり、平成 23 年 10 月 1 日現在の高齢化率(全人口に占める 65 歳以上の人口割合)は 23.3%となっており、総人口が減少するなかで高齢者が増加することにより、高齢化率は上昇を続け、平成 25 (2013) 年には、高齢化率が 25.1%で 4 人に 1 人となり、平成 47 (2035) 年には 33.4%で 3 人に 1 人となると推計されています。

本市の高齢者は、平成 24 (2012) 年 4 月 1 日現在、9,794 人で、高齢化率は 15.6%となっており、今後も高齢者は増加することが予想されます。特にひとり暮らしの高齢者が増加しており、80 歳以上のひとり暮らしの方は 27%に達しています。

また、家族と同居していても、日中一人になる高齢者が 76.3%いることから、独居者及び日中独居者の生活支援が必要になる可能性があります。さらに、高齢化とともに認知症高齢者も増加することが見込まれ、地域住民の認知症についての理解と支援も必要になります。

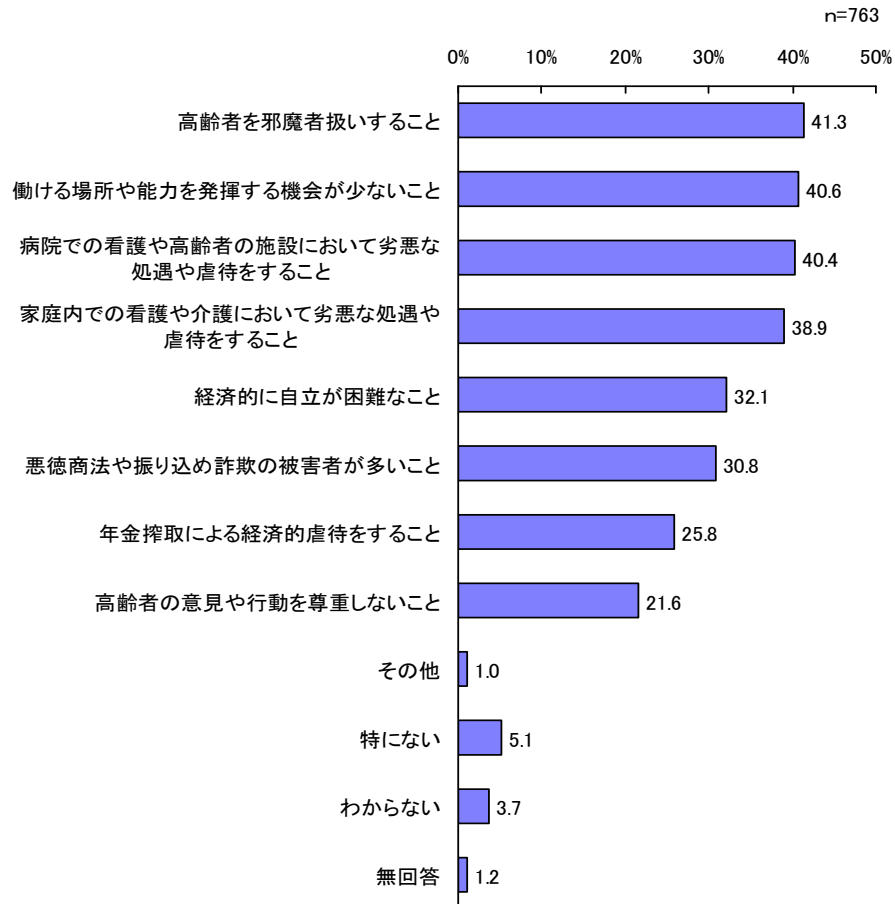
介護を要する高齢者は、平成 26 年には約 1,400 人と推計され、地域や家族との繋がりが弱く、地域住民とのネットワークを持たない高齢者が要介護状態になった場合の支援が課題となります。高齢者が住みなれた地域で安心した生活ができること、介護が必要な状態になっても地域で生活続けることができるような高齢社会に向けて、長期的な視点による施策を検討する必要があります。

高齢者数の増加に伴い、高齢者への虐待数も増加しています。守谷市では、高齢者への虐待解決のために弁護士や臨床心理士を交えたネットワークミーティングを開催しています。虐待はほとんど家庭内で発生しており、虐待を防止するには、市民に普及啓発を行い、高齢者の人権や虐待防止の意識を高めていくことが必要です。

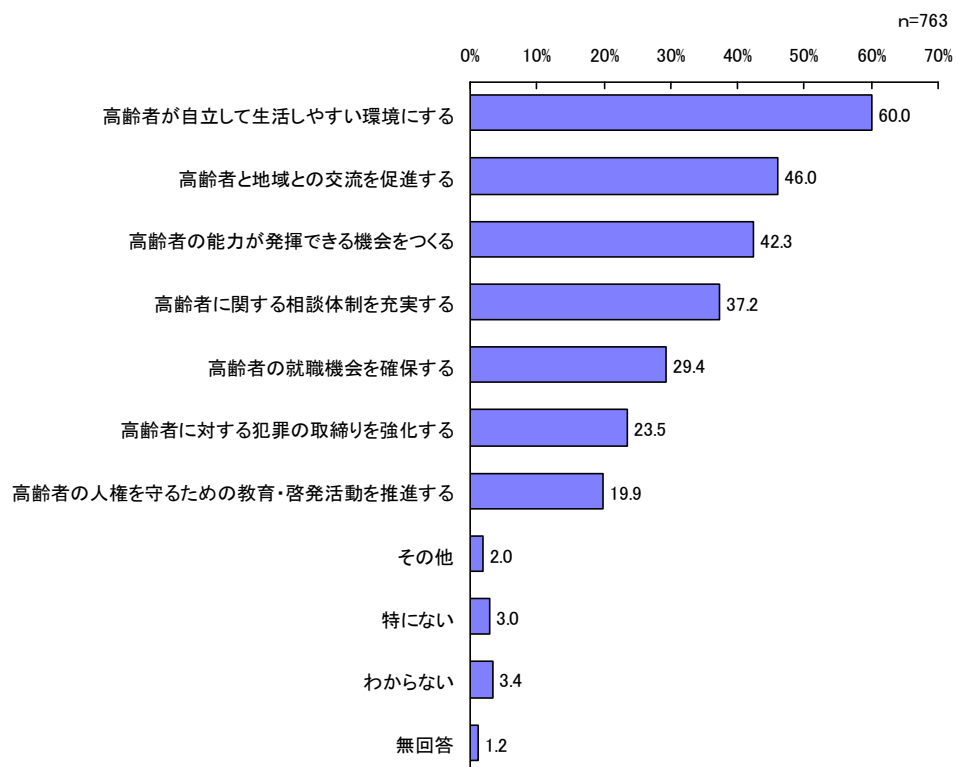
人権に関する意識調査から、高齢者の人権について特に問題があると思われることについて①高齢者を邪魔者扱いすること、②働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと、③病院での看護や高齢者の施設において劣悪な処遇や虐待等の問題があると感じている人が多いことが分かりました(次頁設問 10)。

また、必要な対策としては、高齢者が自立して生活しやすい環境の整備や能力が発揮できる機会の提供、高齢者と地域との交流が望まれる結果となりました(次頁設問 11)。

図一 2 4 市民設問 1 0 高齢者に関する人権上の問題



図一 2 5 市民設問 1 1 高齢者の人権を守るために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

ア 虐待の早期発見・対応

高齢者への虐待は、その潜在性から発見されにくく、対応が非常に困難です。虐待を予防するのはもちろんのこと、高齢者への虐待を少しでも早く発見し、迅速に対応することが重要です。そのため、高齢者への虐待防止に関する啓発を進めるとともに、虐待への対応、養護者への支援を推進します。

高齢者への虐待には、「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」、「心理的虐待」などがありますが、近年、社会経済の悪化に伴い、親族が本人の承諾なしに年金や貯金を引き出したりする「経済的虐待」が見受けられるようになってきています。虐待の対応には早期発見が不可欠になることから、地域包括支援ネットワーク^{*}を構築し対応します。

イ 権利擁護事業の推進

認知症等により、判断能力が不十分な高齢者に対し、日常生活上の契約や財産管理等の権利擁護を行うために、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知に努め、地域包括支援センター^{*}を中心とした相談体制を強化し、高齢者の権利擁護事業を推進します。

また、消費者被害については消費生活センターと連携して支援します。

ウ 地域での相談・支援体制の推進

高齢者が住みなれた地域で安心して生活するためには、その地域全体で連携のとれた支援をすることが重要です。そのため、地域包括支援センターが中心となり地域内の市民・団体・企業・医療機関・介護サービス事業者等との連携を強化し、地域包括支援ネットワークの構築を推進するとともに、市内の在宅介護支援センターに相談窓口を設置します。

地域内の社会資源は日常生活圏域^{*}ごとで異なり、問題も異なります。それぞれの問題については、日常生活圏域ごとに対応します。

また、増加する可能性のある認知症高齢者に対しても充実した地域支援ができるよう、認知症サポーター^{*}や認知症ケア専門士^{*}、認知症専門医^{*}等と連携していくとともに、認知症ケアの普及に努めます。

4 障がい者の人権

(1) 現状と課題

国の障がい者施策は、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」を昭和 56（1981）年に、また、これに続く「国連・障害者の 10 年」〔昭和 58（1983）年から平成 4（1992）年〕を契機として、ノーマライゼーション^{*}や自立の理念に基づき、それまで保護・育成の対象とされてきた障がい者を、障がいのない人と同様に地域で生活し、働き、活動することを推進する方向に重点を移してきました。

この「完全参加と平等」では、日常生活だけでなく、社会活動に障がい者の参加が促進され、また障がい者が社会を構成する一員として過ごすことができる社会を実現することを目標としています。

その後、国では、平成 5（1993）年に「障害者対策に関する新長期計画」を、平成 7（1995）年に「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 年戦略」が策定されたことに基づき、「ノーマライゼーション」を基本理念の一つとする障がい者施策を進めてきました。

本市においては、「守谷市障害福祉計画（後期計画）」を平成 21（2009）年に策定し、「すべての人が自分らしく生きることができるまち」を基本理念に掲げ、障がい者が地域との繋がりを保ち、ふれあう中で、安心して自分らしい生き方ができるまちをめざして計画を推進してきました。

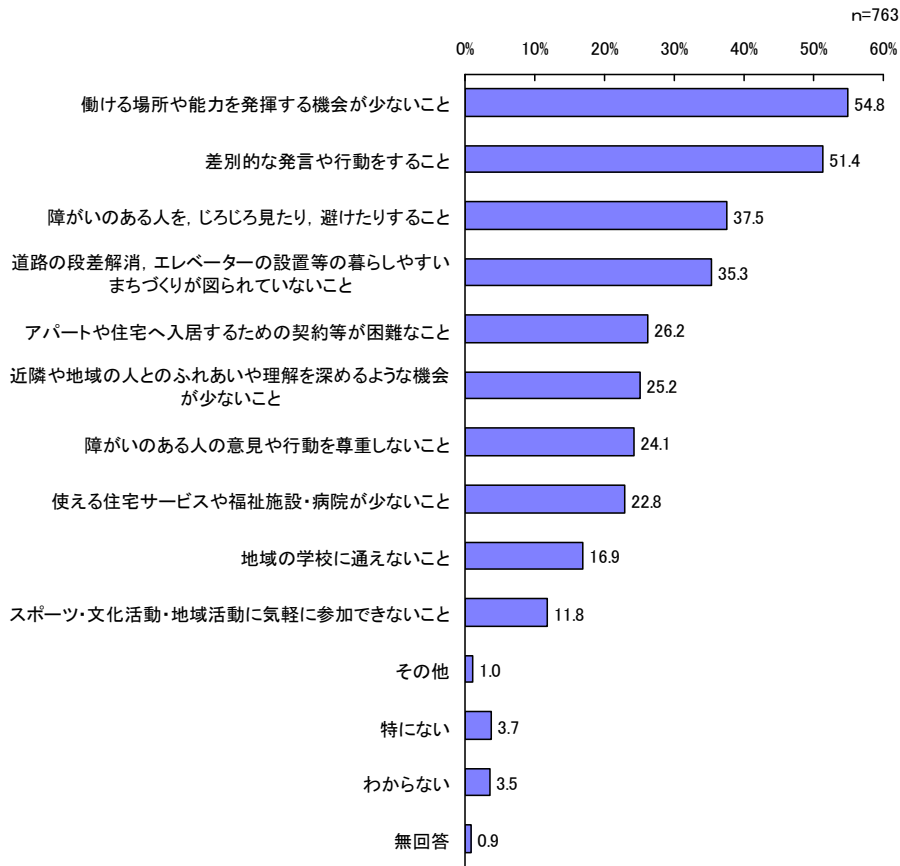
しかし、現実には、障がい者が車いすでの入店を拒否されたり、アパートへの入居を拒否される場合があるなど、障がい者に対する理解や配慮は、いまだ十分でなく、その結果として障がい者の自立と社会参加が阻まれており、ノーマライゼーションの理念は完全に実現されているとはいえない状態にあります。

今後は、地域に住む市民の間にノーマライゼーションの理念を一層定着させ、障がいのある人の自立と社会参加を更に促進するために、各種の啓発活動に取り組むことが必要です。

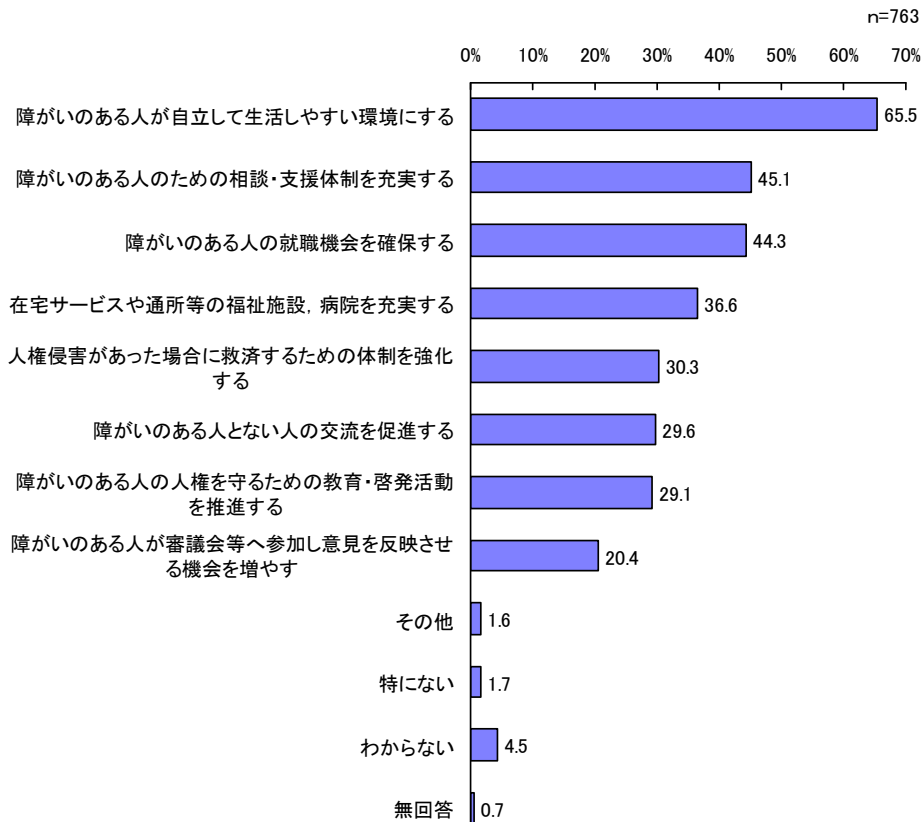
人権に関する意識調査から、障がい者の人権について特に問題があると思われることについて、①働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと、②差別的な発言や行動をすること、③障がいのある人を、じろじろ見たり、避けたりすることなどの問題があると感じている人が多いことが分かりました（次頁設問 12）。

また、必要な対策としては、自立して生活しやすい環境の整備や就職機会の確保、相談・支援体制の充実が望まれている結果となりました（次頁設問 13）。

図一 26 市民設問 12 障がい者に関する人権上の問題



図一 27 市民設問 13 障がい者の人権を守るために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

ア 障がいのある人への理解促進と社会参加への支援

障がいのある人もない人も、ともに暮らす地域づくりの実現のために、すべての市民が「障がい」についての正しい理解をすることが大切です。そのため、心のバリアフリー^{*}を促進する観点から、障がいのある人と交流する機会を提供し、障がいのある児童に対しては、学校の行事などを通じて、積極的な交流を図ります。

また、企業・雇用者に対し「障がい」の特性についての理解、障がいのある人を雇用する不安などの悩みを解決するため、国の障害者試行雇用事業^{*}（トライアル雇用）の活用や障害者職業センターなどに所属する職場適応援助者（ジョブコーチ）の受入れを促し、雇用拡大に結びつけられるよう支援します。

イ 権利擁護と自己決定の尊重

障がい者の自立と共生の社会の実現には、障がい者が抱えている課題の理解と支援体制の充実が必要です。そのため、障がい者やその家族からの相談支援や必要な福祉サービスの情報提供を推進します。また、障がい者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用を促進します。

さらに、自らその居住する場所を選択し社会参加の充実を図れるよう、必要とする障がい福祉サービスの利用を支援します。

ウ 生活環境ネットワークの形成

障がいのある人が地域で安心していきいきと暮らすためには、様々な社会資源を有効に活用することが必要不可欠です。そのため、守谷市地域自立支援協議会、守谷市社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所と連携し、障がい者の支援、福祉活動、福祉サービスの基盤整備を促進します。

エ 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の自立や社会参加のためには、早期からの支援教育が大切です。そのため、保健センター、療育教室、幼稚園、保育園、小・中学校等が連携を積極的に図り、児童生徒への継続した支援が行われるような体制づくりを進めます。豊かな人間性の形成を支援し、周囲の人々が障がいのある児童生徒に対する理解と認識を深められるよう啓発を進めるとともに、小中学校においてインクルーシブ教育^{*}の積極的推進に努めます。

オ 虐待の早期発見・対応

障がい者に対する虐待の防止，国などの責務，虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置，養護者に対する支援のための措置などを定めた「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

これにより，家庭や施設，職場などでの虐待防止や早期発見により，障がいのある人の人権を守るために，市町村や都道府県の部局又は施設に，障がい者虐待対応の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」や「都道府県障がい者権利擁護センター」を設けることとなります。

障がい者に対する虐待の未然防止や虐待が発生した場合に適切な対応がとれるように，学校，警察，民生委員・児童委員などの関係機関と連携を図ります。

5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、長い日本の歴史の中で形成されてきた身分階層構造^{*}に基づく差別であり、日本国憲法の基本的人権に係わる「わが国固有の人権問題」です。

この同和問題は、日本社会の差別の中でも、最も歴史が長く、深刻な問題の一つといえます。近年でも、同和地区出身者に対しては、依然として差別意識や偏見が残っており、差別解消への取組を継続していくことが必要です。

同和問題は、昭和 40（1965）年の同和対策審議会答申において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。」とされ、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と指摘されています。このことを踏まえ、同和問題の早期解決を図るため、昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」（同対法）の施行以来、3 度にわたり特別措置法が施行され、同和地区の生活環境の改善や住民の社会的経済的地位の向上のため、様々な対策がなされてきました。

平成 8（1996）年に国に出された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」の基本認識の中では、「同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。」と指摘されました。

また、平成 13（2001）年に県に出された「茨城県における今後の同和行政の在り方について（意見具申）」の基本的な考え方の中で、「就労・産業、教育・啓発など残された課題の解決を図っていく必要がある。」・「差別意識の解消をはじめ同和問題の残された様々な課題が解決されるよう、より一層の効果的な取り組みが推進されることを切望するものである。」と指摘されています。

本市では、同和対策審議会答申が示す、同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識のもとに、昭和 56 年に同和対策推進のための組織として、同和対策係を、また、昭和 61 年に同和対策室を設置し、国、県、関係機関等と連携し取り組んできました。同和問題の解決を行政の重要課題と位置づけ、特別対策により、生活環境の整備については改善されてきましたが、心理的差別の解消には、人権が尊重された社会の実現を目指し、偏見や差別をなくす人権教育及び人権啓発をより一層推進する必要があります。

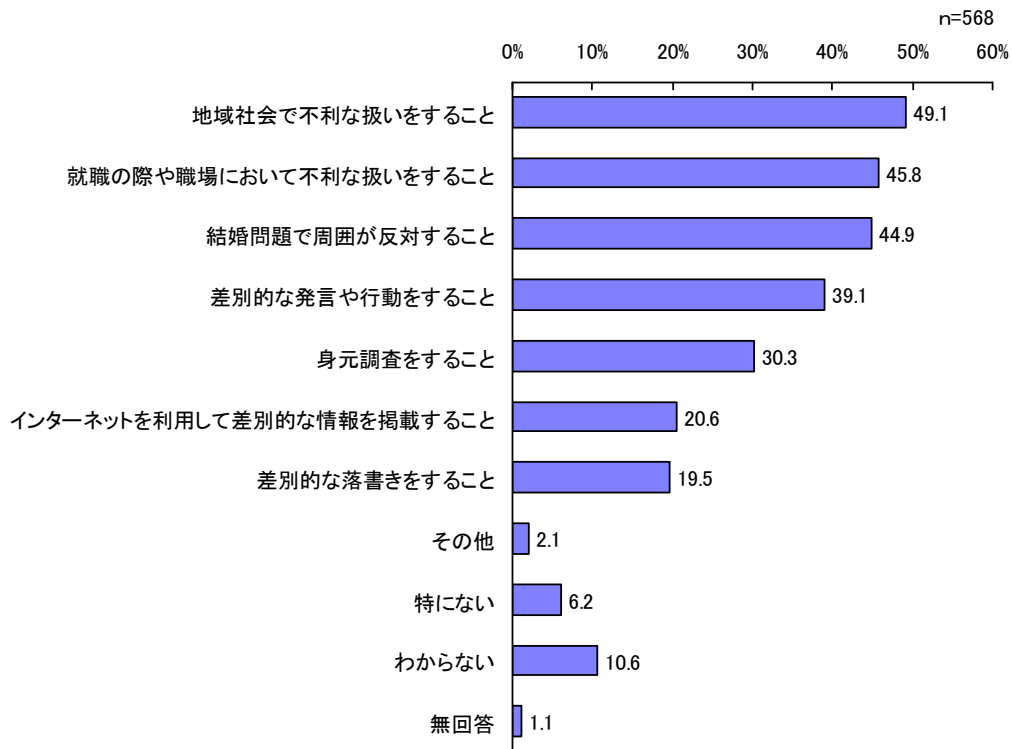
平成 14（2002）年 3 月に、特別措置法は失効しましたが、守谷市の同和

問題を主要な人権問題の一つとして位置づけすることとして、人権・同和対策室（現、人権推進室）が設置され、同和問題の歴史的背景への正しい理解を深める学習とともに、人々の意識の中に根強く存在する差別意識の解消と、地域住民の自立に向けたまちづくりの推進が同和問題を解決する上での大きな課題であるとして、取組を進めて行きます。

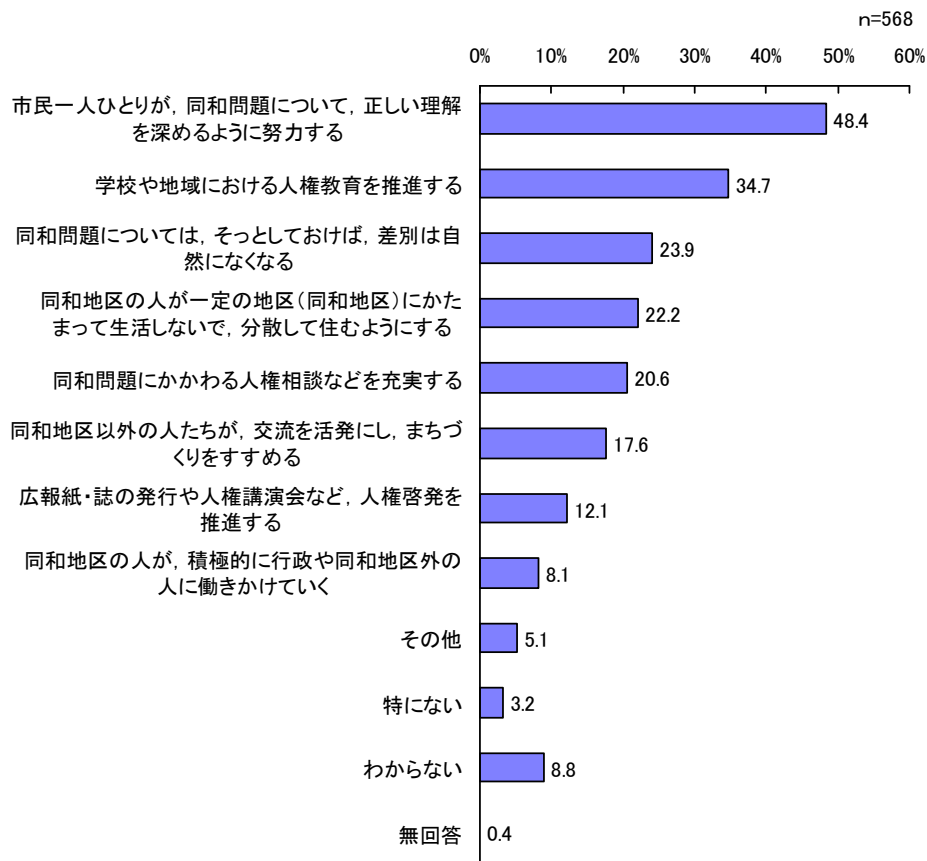
人権に関する意識調査から、同和問題について特に問題があると思われることについて、①地域社会で不利な扱いをすること、②就職の際や職場において不利な扱いをすること、③結婚問題で周囲が反対する等の問題があると感じている人が多いことが分かりました（次頁設問17）。

また、必要な対策としては、市民一人ひとりが、同和問題について、正しい理解を深めるように努力すること、学校や地域における人権教育を推進することが望まれている結果となりました（次頁設問18）。

図一 28 市民設問 17 同和問題に関する人権上の問題



図一 29 市民設問 18 同和問題を解決するために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

ア 差別意識の解消に向けた教育・啓発の取組

同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発については、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられた成果を踏まえながら、同和問題を主要な人権問題の一つとして取り組んでいきます。

市民一人ひとりが、同和問題についての正しい理解と認識を深め、差別のない社会を実現するために、研修会や講演会等を通して効果的な教育・啓発に努めます。

学校教育及び社会教育においては、同和問題の解決に向けた取組を引き続き推進します。教職員の人権に関する理解と認識を高めるとともに、児童生徒の人権感覚を育成するため、研修内容をさらに工夫し実施していきます。

イ 就労、産業を支援するための取組

同和問題の解決を図るため、関係住民の自主的な努力を支援し、自立と自己実現を阻害している諸要因の解消に努めます。

就労については、本人の適正と能力に応じた雇用の促進、職業の安定を引き続き図っていく必要があるため、ハローワーク常総と連携を図り、就職に関する相談を支援していきます。また、本市としても就労・産業対策に努めていきます。

また、企業に対しては、公正な採用による就職の機会均等と人権問題についての正しい理解と認識が必要であることから、就職差別解消のための啓発を推進します。

ウ 地域交流を促進するための取組

同和問題の解決のためには、広域的な地域の住民が、交流を図ることを通じて相互理解を促進し、その地域が一体となったコミュニティを形成することが有効です。

そこで、社会福祉施設である文化会館を中心として、広域的な地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に開かれたコミュニティセンターとしての役割が担えるよう、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行い、さらなる地域交流の促進に取り組んでいきます。

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

本格的な国際化社会を迎え、多くの外国人が同じ地域社会に住むようになりました。外国人市民も、地域社会を構成する大切な一員であり、国籍、民族の違いを超えて、全ての人がお互いに認めあう、多文化共生社会^{*}の実現が求められています。

国では、昭和54(1979)年に「国際人権規約」を、その後、平成8(1996)年には、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約^{*}」を批准し、外国人の基本的な人権と自由を保障しています。

平成24(2012)年4月1日現在、本市の外国人登録者数は、740人で、全市民の1.18%となっています。国籍別登録者数は、多い順で中国、ブラジル、韓国、フィリピン、タイ、米国などとなっています。

また、本市の外国人市民は、日本人と結婚して住んでいる人や「特別永住」の資格を持つ韓国・朝鮮籍の人、働くために来日した日系人など、様々な立場の人がいます。

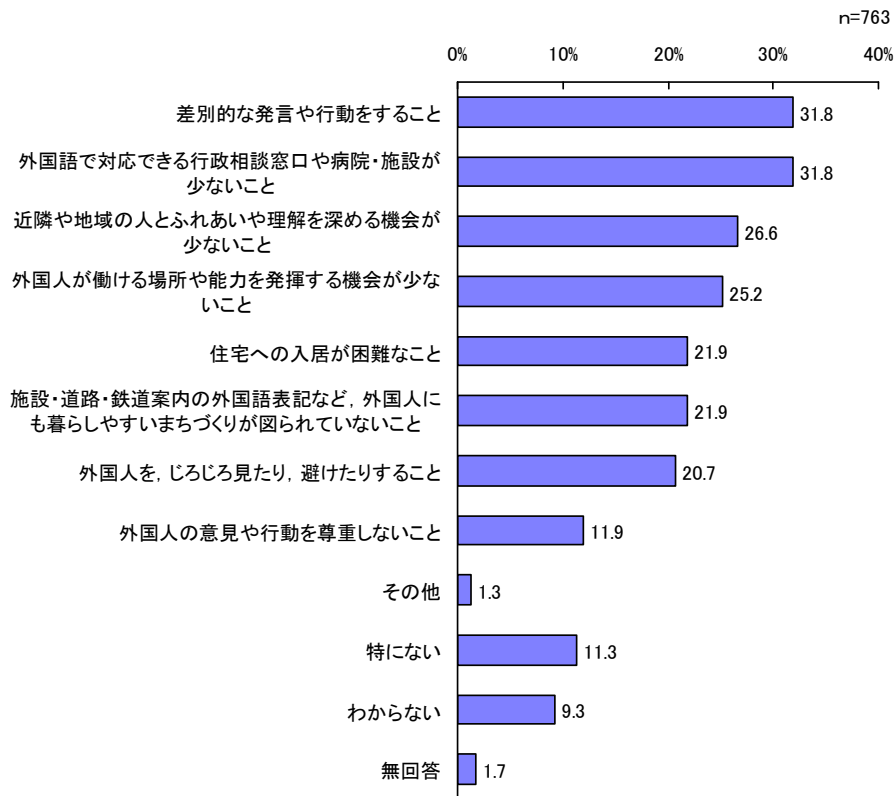
こうした状況において、言語、宗教、習慣等の違いから、円滑な意思疎通が図れず、社会生活上のルールが理解されないなど、日常生活でトラブルが生じることもあります。

外国人への偏見や差別意識を解消するため、人権教育や啓発、国際交流を推進するとともに、言葉の違いに関係なく、外国人市民が福祉サービスについての情報を十分に得ることができ、適切な相談・支援を受けられるよう、情報提供と相談・支援体制の充実を図ることが課題です。

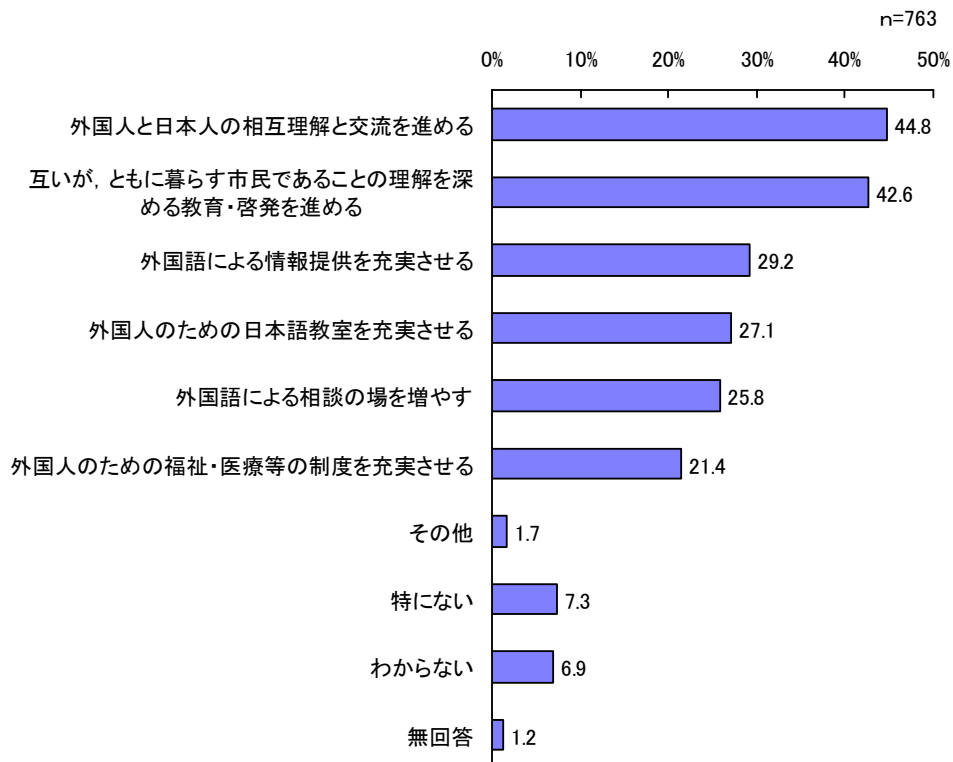
人権に関する意識調査から、外国人の人権について特に問題があると思われることについて、①差別的な発言や行動すること、②外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと、③近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ない等の問題があると感じている人が多いことが分かりました(次頁設問19)。

また、必要な対策としては、外国人との相互理解と交流、ともに暮らす市民であることの理解を深める教室・啓発を進めること、外国語による情報提供を充実させることが望まれている結果となりました(次頁設問20)。

図一 30 市民設問 19 外国人に関する人権上の問題



図一 31 市民設問 20 外国人の人権を守るために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

ア 共生意識、異文化理解の促進

外国人も暮らしやすく、活動しやすいまちづくりのためには、日本人と外国人の相互理解が重要です。そのために、お互いが異なる文化、習慣、価値観に対する偏見や嫌悪をせず、違いを認め、共生するための意識の向上、異文化理解を促進します。また、広報媒体を利用した様々な国際イベントへの参加促進や、姉妹都市との積極的な交流など、多様な文化にふれあう機会の拡充を図ります。

イ 暮らしやすい環境の充実

生活に必要な情報について、多言語標記や簡単でわかりやすい日本語での標記など、外国人にも理解しやすい情報提供を促進し、暮らしやすい環境づくりを推進します。また、外国人労働者に対する不当な取り扱いがなされることのないよう、関係機関や事業主との連携の強化に努めます。

7 感染症・難病患者等の人権

(1) 現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備が進む一方で、様々な病気に関する正しい知識と理解は十分普及しているとはいえません。特に感染症については、「感染する」という特性のため、ややもすると患者の排除につながりかねない側面を持っています。

近年、日本のHIV感染者は増加傾向にあり、平成23(2011)年国内におけるHIV感染者報告数は、1056件で、平成20年、平成19年、平成22年に次ぎ過去4位、エイズ*患者報告数は、473件で過去最高でした。感染経路では、性的接触、性別では男性、感染地別では国内感染が多数を占めています。エイズはHIV(ヒト免疫不全ウイルス)というウイルスによって引き起される感染症で、感染経路は限られており、また感染力が弱いため学校・職場・家庭等での日常生活では感染しません。しかし、HIVやエイズに関する誤った知識で、多くのHIV感染者とエイズ患者は職場や社会での差別や偏見に悩んでいます。

ハンセン病*は、らい菌に感染しただけでは発病することはあまりなく、もし発病した場合でも、治療法が確立しており、完治する病気です。しかし、平成8(1996)年まで続いた「らい予防法」の隔離政策によって、患者の人権は侵害されました。その後、患者の名誉回復や福祉増進などの法整備がされましたが、高齢化した元患者の多くが未だに診療所での生活を余儀なくされています。

難病は、原因が不明で治療方法が確立されておらず、療養が長期にわたるため、経済的、精神的に大きな負担となり、患者や家族は介護やメンタル面、就労等に関する様々な悩みを抱えて生活しています。

このように様々な病気をめぐる状況は、その時代の医療水準や社会環境により変化しますが、患者のおかれている状況を踏まえ、患者の人権に配慮した対応が求められています。

感染症については、個人における感染予防と感染者への差別や偏見を解消するために、教育や啓発を一層事実させて、正しい認識の普及を図ることが重要です。

人権に関する意識調査から、エイズ患者・HIV感染者の人権について特に問題があると思われることについて①患者・感染者のプライバシーを守らない、②就職の際や職場において不利な扱いをすること、③差別的な発言や行動すること等の問題があると感じている人が多いことが分かりました(次頁設問21)。

また、必要な対策としては、エイズ・HIVに関する正しい知識を義務教育の中で教育する、プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実することが望まれている結果となりました(次頁設問22)。

図-32 市民設問21 エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題

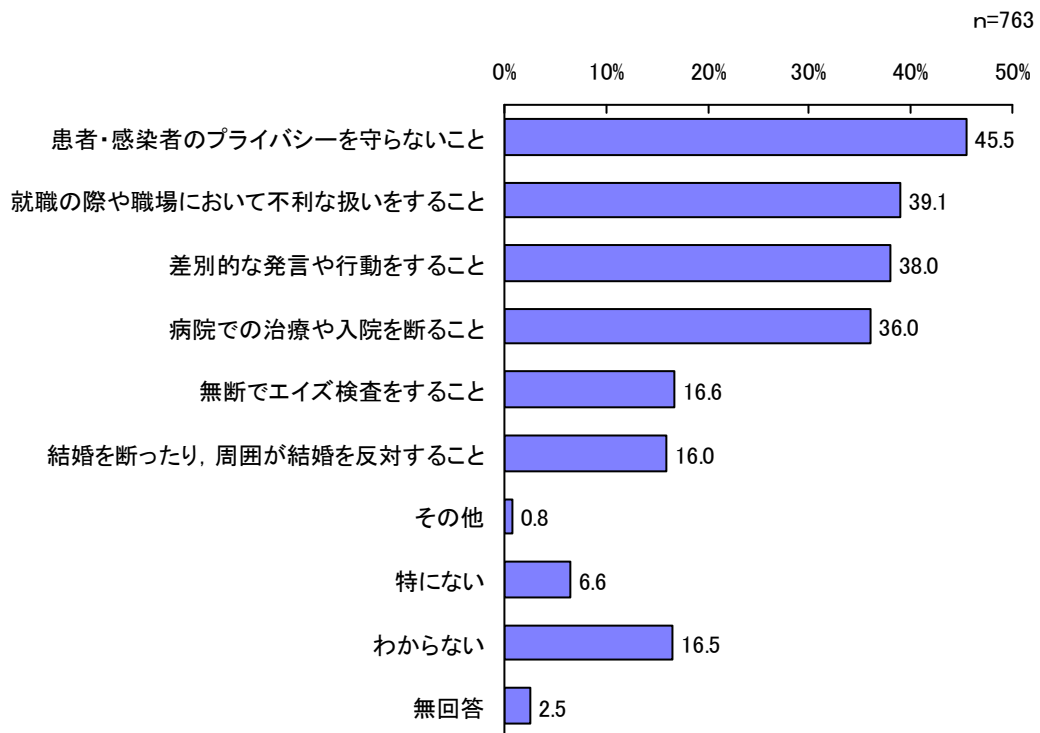
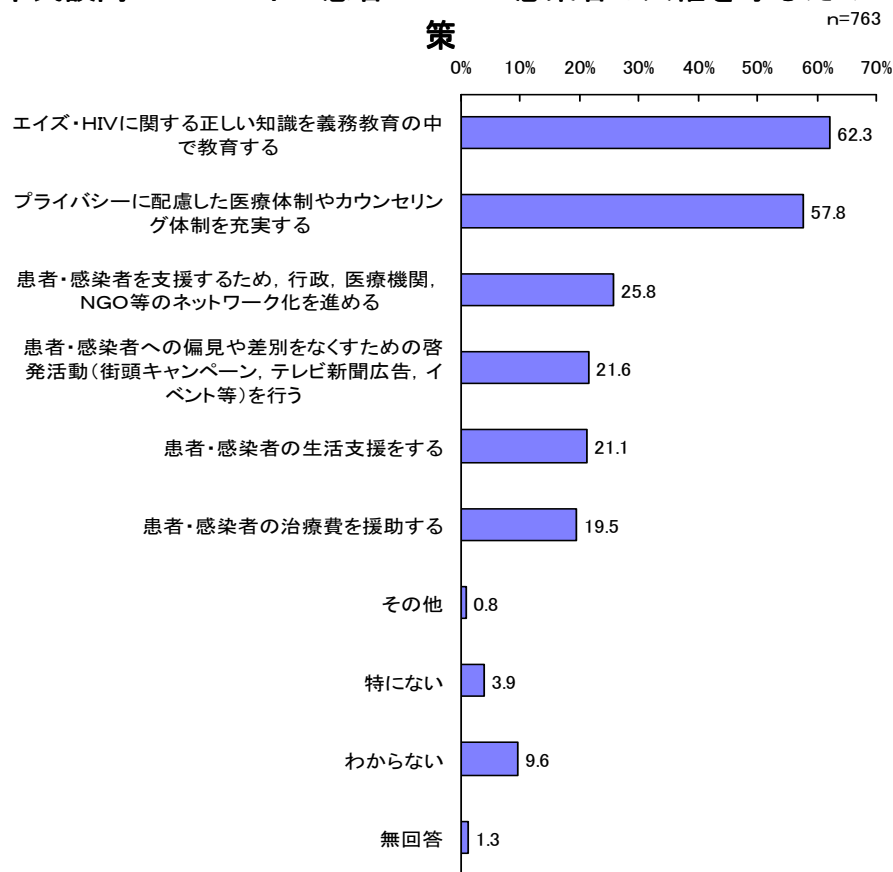


図-33 市民設問22 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

ア 正しい知識の普及・啓発と理解の促進

感染症や難病患者等に対する偏見や差別意識を解消し、患者への理解を深めるために、様々な機会において感染症や難病など病気に関する正しい知識の普及啓発活動に積極的に取り組みます。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じたエイズ教育を推進し、正しい知識の普及を図ります。

イ 保健所等関係機関との連携

感染症や難病患者等に対する専門的知識に基づく保健指導や相談体制は保健所の役割であるため、保健所や医療機関など関係機関と連携していきます。

8 刑を終えて出所した人の人権

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人が、社会に復帰し、自立して生活できるようにしていくことが求められています。しかしながら、こうした人は、真摯な更生の意欲がある場合でも、就職に際して差別されたり、住居への入居を拒否されたり、社会生活の様々な場面で困難に直面しているのが現実です。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別を解消し、社会参加や社会復帰が円滑にできるよう、更生保護を支える関係機関と連携しながら、啓発活動や支援を行うことが課題です。

人権に関する意識調査から、9.7%の人が「刑を終えて出所した人の人権」に関心があると答えています。

(2) 施策の基本的方向

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、更生保護を支える関係機関と連携して、偏見や差別の意識を解消するための啓発を推進します。

9 犯罪被害者等の人権

(1) 現状と課題

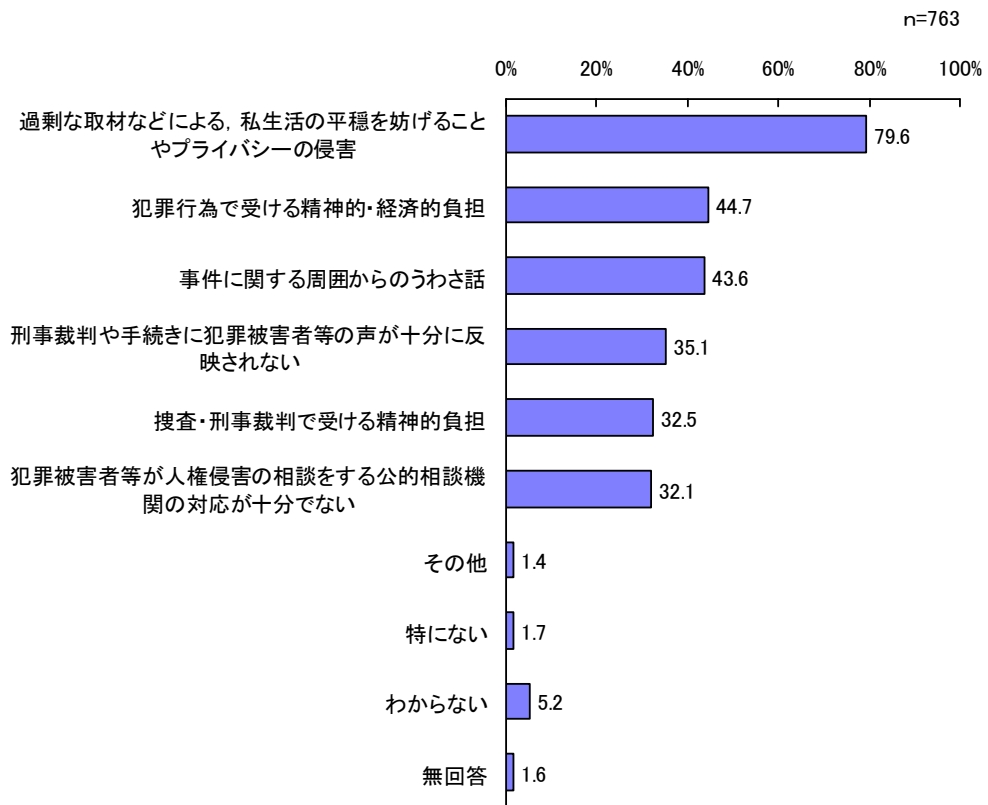
犯罪被害者とその家族の人権を擁護していくことが求められています。犯罪によって、被害者は生命の危機にさらされるだけでなく、精神的にも傷つけられ、被害者のみならず、家族も多大な精神的苦痛をこうむったうえ、経済的理由により生活そのものが破壊されてしまうケースもあります。

さらに、犯罪被害者とその家族がいわれのないうわさや心無い中傷により、傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりする等、二次的な被害を受けることがあります。こうした状況を踏まえて、国では、平成 17(2005)年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。制度面での整備だけでなく、犯罪被害者やその家族に対する無責任なうわさや中傷、興味本位での報道などが生じることのないよう、犯罪被害者等の人権についての啓発や、相談・支援体制を充実させていくことが課題です。

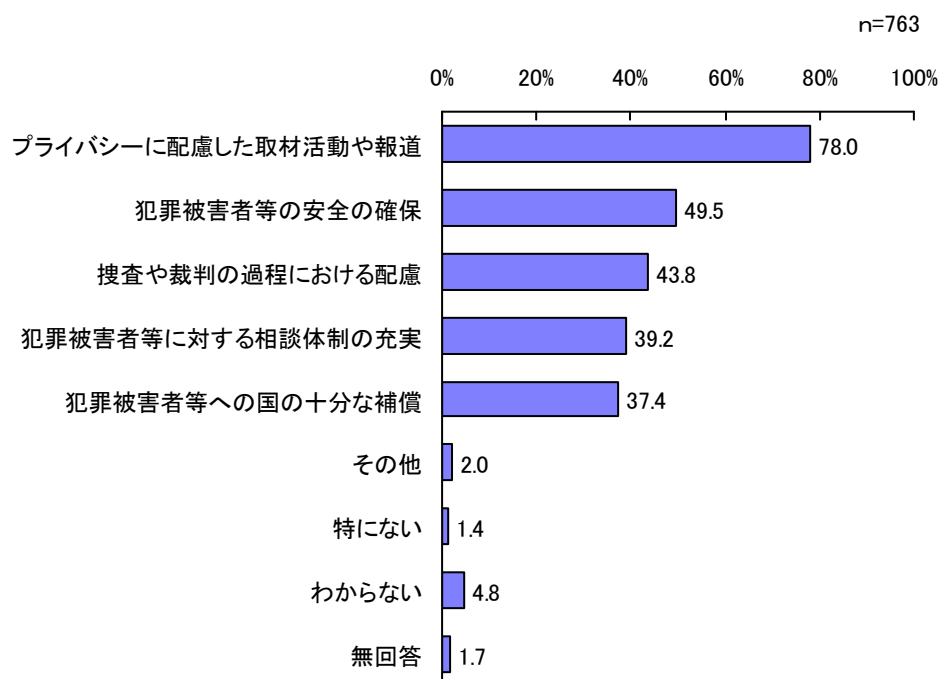
人権に関する意識調査から、犯罪被害者等の人権について特に問題があると思われることについて、①過剰な取材などによる、私生活の平穏を妨げることやプライバシーの侵害、②犯罪行為で受ける精神的・経済的負担、③事件に関する周囲からのうわさ話等の問題があると感じている人が多いことが分かりました（次頁設問 23）。

また、必要な対策としては、取材活動や報道によるプライバシーの保護と安全の確保、捜査や裁判の過程での配慮が望まれている結果となりました（次頁設問 24）。

図－３４ 市民設問２３ 犯罪被害者やその家族に関する人権上の問題



図－３５ 市民設問２４ 犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

犯罪被害者及びその家族には、事件の直接的な被害だけではなく、被害後に生じる精神的な苦痛や身体的な不調、捜査・裁判の過程での精神的・時間的な負担、周囲のうわさや中傷、マスメディアの報道等によるプライバシーの侵害等の二次的被害が問題となっています。このため、関係機関・団体等の連携を図り、様々な犯罪被害に対する啓発を推進するとともに、被害者の必要に応じて適切な機関を紹介するなどにより、被害者の方の支援に取り組んでいきます。

10 インターネット等による人権侵害

(1) 現状と課題

パソコンや携帯電話・スマートフォンによるインターネットや電子メール等の利用が普及したことにより、情報の収集・発信やコミュニケーションの利便性が大きく向上し、人々の生活は便利で豊かなものとなりました。

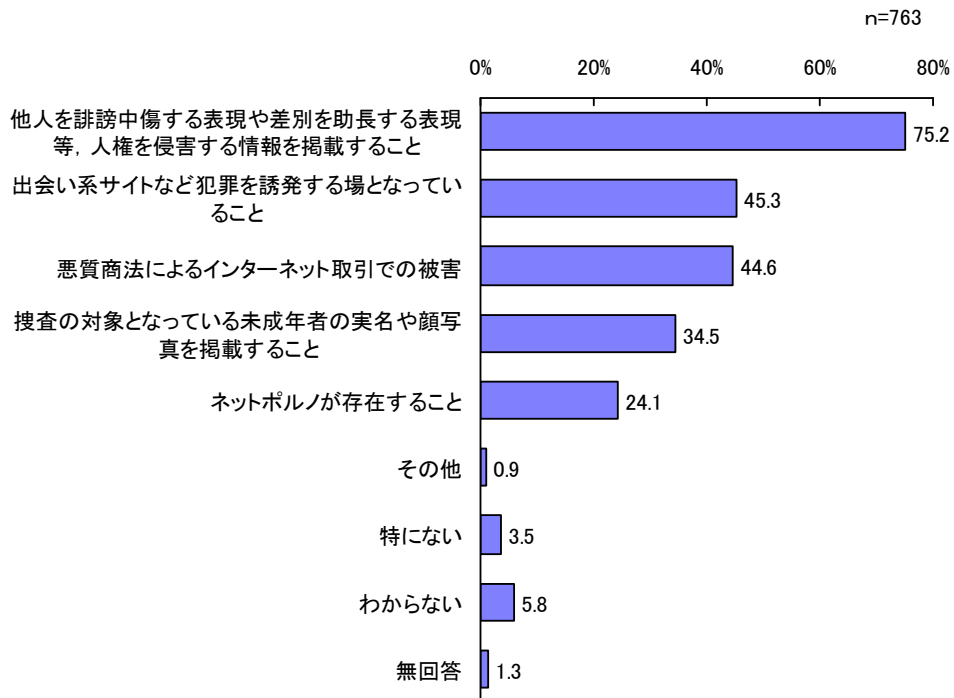
しかし、その一方で匿名による情報発信が可能であることを悪用した、特定の個人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報の掲載、暴力や卑わい情報などいわゆる有害情報の発信が問題になっています。

このため、インターネット利用上のルールやマナー、情報の収集・発信における責任やモラル、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を促進するほか、インターネットへの情報掲載により実際に権利を侵害された場合には、情報の削除を促す等プロバイダ等に対して適切な対応を求める方法を周知することが必要です。

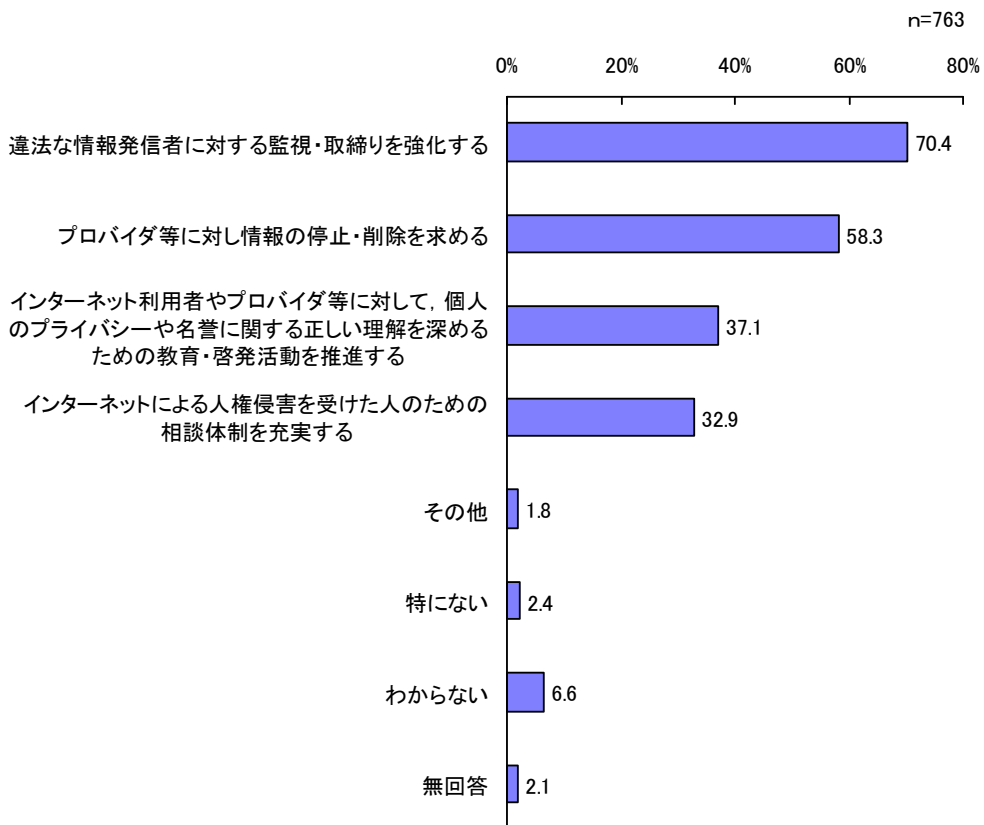
人権に関する意識調査から、インターネットによる人権侵害について特に問題があると思われることについて、①他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報を掲載すること、②出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること、③悪質商法によるインターネット取引での被害等の問題があると感じている人が多いことが分かりました(次頁設問 25)。

また、必要な対策としては、違法な情報発信者の監視・取締り強化、プロバイダ等に対する情報の停止・削除要請、プライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進が望まれている結果となりました(次頁設問 26)。

図－３６ 市民設問２５ インターネットに関する人権上の問題



図－３７ 市民設問２６ インターネットによる人権侵害を防ぐために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

ア 情報モラルの向上

インターネットや携帯電話等の正しい使い方を理解し、人権侵害の加害者にも被害者にもならないよう、インターネット利用上のルールやマナー、情報の収集・発信における責任やモラル、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解などについての啓発に努めます。

また、インターネット上の人権を侵害する情報について、プロバイダ等に有害情報の削除等適切な対応を求める方法の周知に努めます。

イ 学校における情報教育の推進

学校において情報に関する教育を行い、早期に情報化社会への意識を深めます。膨大な情報の中から課題や目的に応じて情報を適切に判断できる能力の育成を図ります。

また、知的所有権やプライバシー保護の知識、有害情報やネットワーク犯罪への影響を理解し、情報モラルの必要性を身に付けるよう努めます。

さらに、インターネットによる人権侵害の発生を抑制するために、情報の発信・伝達には、それを受け取った人が分かり易くかつ不快な思いをさせないように情報教育を推進します。

1 1 その他の人権問題

(1) 現状と課題

これまで述べてきた人権課題のほかにも、「北朝鮮当局による人権侵害問題」や「性同一性障がい^{*}を理由とする人権問題」「ホームレスの人々の人権問題」等があり、また今日では、福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、新たな人権問題も発生しています。

これらの様々な人権問題について、一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち問題を解決していくとともに、新たな人権問題に取り組んでいくことが課題となっています。

(2) 施策の基本的方向

上記で述べた人権問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、全ての人々の人権を尊重し保障する視点に立って、それぞれの問題の内容・実態に応じて取り組んでいきます。

第4章 計画の推進体制

1 市の推進体制

人権が尊重されているまちづくりの実現のため、市政の各分野において人権尊重の視点から施策を展開することが重要です。このため、関係各課との連携を図り、本計画に基づく人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 国及び県との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市がそれぞれの立場や役割に応じた施策を推進していますが、より一層総合的・効果的に推進するためには、相互の緊密な連携と協力体制を強化することが必要です。

このため、法務局や人権擁護委員及び市町村等で構成される地域人権啓発活動ネットワーク協議会とともに、人権啓発活動に係わる機関と連携、協力を図りながら取り組んでいきます。

3 市民・団体等との連携

人権意識の高揚や人権擁護の推進については、行政だけでなく市民や企業、団体、NPO、ボランティアなどの自主的、主体的な活動が不可欠であり、これらの活動と連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めます。

また、このような人権に関する主体的な啓発活動のネットワーク構築を支援し、人権尊重のまちづくりの実現に努めます。

4 進行管理と見直し

この基本計画は、国や県及び本市の実情や状況変化等に的確に対応し、必要に応じて見直していくこととします。また、本計画に基づく施策については、その内容や方法を検証し、施策の再構築を図っていきます。さらに施策の成果等については、定期的に点検・評価し、改善・充実を図るとともに、市民意識の変化や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直していくこととします。

用語解説

あ

○あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

昭和 40（1965）年に国連総会において採択され、昭和 44（1969）年に発効した条約です。人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。日本は平成 7（1995）年に加入しました。

○インクルーシブ教育

障がいのある人とない人が共に生活し共に学ぶ教育のことをいいます。

○エイズ

後天性免疫不全症候群の英語の省略。Acquired Immune Deficiency Syndrome（AIDS）ヒト免疫不全ウイルスに感染した結果、感染抵抗力が低下して通常ならかからない感染や神経障がいなどを発症したもの。免疫細胞を破壊して後天的に免疫不全を起こす免疫不全症のことをいいます。

○HIV 感染症

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）に感染した状態のこと。HIV に感染し発病した人をエイズ患者といいます。

か

○構成的グループエンカウンター

リーダーの指示した課題をグループで行い、そのときの気持ちを率直に語り合うことです。それを互いに認め合うことで自分や他者への気づきを深めさせ、人とともに生きる喜びや、わが道を力強く歩む勇気をもたらします。

※エンカウンター・・・本音を表現しあい、それを互いに認め合う体験

○国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として作られた条約です。人権に関する様々な条約の中で、最も基本的かつ包括的なものです。

○心のバリアフリー

私たちの身の回りには、障がいのない人には問題がなくとも、障がいのある人にとっては様々な「障壁」(バリア)になることがあります。障がいのある人の自立や社会参加をしやすいように整えることが「バリアフリー」です。バリアには、「物理的バリア」「制度的バリア」「文化・情報面のバリア」「意識上のバリア」があります。この意識上のバリアを取り除くことを「心のバリアフリー」といいます。

○子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

平成元（1989）年に第44回国連総会において採択され、わが国は平成2（1990）年にこの条約に署名し、平成6（1994）年に批准しました。この条約は、世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。

さ

○自己有用感

自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識することです。「他者の存在を前提として自分の存在価値」「誰かの役に立ちたいという成就感」「誰かに必要とされている満足感」などを認識することで、自分に自信を高めることにつながります。

○障害者試行雇用事業

障がい者の雇用にあたり、受入れや職場適応等について、事業主の不安感をなくすため、ハローワークの紹介により短期間試行的に雇用していただき、障がい者雇用の取組を図るものです。

○女子差別撤廃条約

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」です。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。日本は昭和60（1985）年に批准しました。

○人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連10年」（1995－2004）年の終了を受け、2004年第59回国連人権委員会において、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議」が採択されました。「人権教育のための世界計画」は、終了時限を設けずに数年ごとの段階（フェーズ）を決め、その段階ごとに領域を定め行動計画を策定し、第一段階

(2005－2007)は、「初等中等教育学校制度における人権教育」に焦点をあてることになりました。第一段階は2年間延長され、その後第二段階(2010－2014)は「高等教育と、あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権教育」に重点が置かれることになりました。

○ストーカー行為

特定の者に対する好意感情、又はその好意が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族等に対し「つきまとい等」(まちぶせ、押しかけや無言電話など)を繰り返して行うことをいいます。

○性同一性障がい

生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的および社会的に別の性別に適合させようとする障がいです。

○世界人権宣言

昭和23(1948)年12月10日の第3回国連総会において採択された人権宣言です。人権および自由を尊重し確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めています。

○セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行により、相手方の生活環境を害し、若しくは当該相手方に不利益を与える行為をいいます。

た

○多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会をいいます。

○男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

○地域包括支援センター

地域に暮らす高齢者の保健・福祉・医療の向上，虐待防止，介護予防マネジメントなどを行う機関として，各市区町村に設置されるものです。センターには保健師，社会福祉士，主任ケアマネージャーが置かれ，相互に連携しながら高齢者への総合的支援を行います。

○地域包括支援ネットワーク

介護保険だけでなく医療や住宅といった高齢者の支援基盤の連携体制のことです。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）

配患者や恋人など親密な関係にある，又はあった者から振るわれる暴力を指し，被害者の人権を著しく侵害する行為のことです。身体的暴力のほか精神的暴力，経済的暴力等で人格や安全を脅かし，自分の思い通りにしようとする支配行動をいいます。

な

○日常生活圏域

高齢者が，日常生活を送る地域として，様々な用件を勘案して市が定めた地域です。守谷市は，「守谷地区」，「高野地区」，「大野地区」，「大井沢地区」，「北守谷地区」，「みずき野地区」の6地区となります。

○認知症ケア専門士

日本認知症ケア学会が認定する，認知症ケアに関する高い知識と技能，倫理観を備えた専門技術士のことをいいます。

○認知症サポーター

認知症について正しく理解し，地域で認知症の人や家族を温かく見守り，支援する応援者のことをいいます。

○認知症専門医

日本認知症学会が認定する，認知症診療において十分な経験と知識がある医師のことをいいます。

○ノーマライゼーション

障がいのある人が地域社会の中で障がいのない人と同じように社会の一員として生活を営み，行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方のことです。

は

○ハンセン病

らい菌と呼ばれる細菌による感染症で遺伝病ではありません。感染力は極めて弱く、仮に発病した場合であっても、現在では治療法が確立されています。

ま

○身分階層構造

具体的には、武士や百姓・町人・賤民（えた・非人等）の身分でつくられている社会の仕組みのことです。

世界人権宣言（仮訳文）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが、肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族のその他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就労時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日法律第147号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日
に属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

守谷市告示第13号

守谷市人権施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市の人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画（以下「守谷市人権施策推進基本計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見を求めるため、守谷市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 市民

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から守谷市人権施策推進基本計画の策定の日までとする。

4 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人ずつ置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、生活経済部市民協働推進課において処理する。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

守谷市人権施策推進協議会委員名簿

役職	氏 名	推薦団体名等
会 長	程 塚 洋	学識経験者
副会長	中 島 春 野	人権擁護委員
	鈴 木 康 男	人権擁護委員
	山 田 清 美	守谷市国際交流協会
	藤 平 京 子	守谷市男女共同参画推進委員会
	荒 川 孝 雄	守谷市老人クラブ連合会
	大 野 みどり	守谷市障がい者相談員
	雪 草 洋 幸	取手地区保護司会守谷支部
	成 嶋 久 江	守谷市青少年相談員連絡協議会
	鎌 田 智 子	守谷市民生委員児童委員連合協議会
	田 中 美 恵	部落解放愛する会茨城県連合会 守谷支部
	山 口 秀 男	部落解放同盟全国連合会茨城県連合会 守谷支部
	松 島 たけ代	公募

(順不同・敬称略)

守谷市人権施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市民一人ひとりが互いの人権を尊重し共に生きる社会の実現に向け、人権意識の普及高揚を目的とした人権教育及び人権啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）の総合的な推進を図るため、守谷市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権施策の推進に関する基本計画案の作成及び当該基本計画の実施に関すること。
- (2) 人権施策の推進に関する関係部署の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には生活経済部を担任する部長を、副会長には市民協働推進課長を、委員には別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議の会議（次条において「会議」という。）の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ、会長が召集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、生活経済部市民協働推進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成24年5月11日から施行する。

別表第1（第3条関係）

企画課長，経済課長，社会福祉課長，児童福祉課長，介護福祉課長，保健センター所長，学校教育課長，生涯学習課長，指導室長，

守谷市人権施策推進会議委員名簿

役 職 名		氏 名
会 長	生活経済部長	岡田 宏美
副会長	市民協働推進課長	中谷 文男
	企画課長	坂 浩
	経済課長	野口 英世
	社会福祉課長	木澤 正幸
	児童福祉課長	飯塚 哲夫
	介護福祉課長	長田 誠
	保健センター所長	斉藤美恵子
	学校教育課長	寺田 弘
	生涯学習課長	古谷 善男
	指導室長	石井 良秋

守谷市人権施策推進基本計画策定体制図

守谷市人権施策推進協議会

会 長 1人
副会長 1人
委 員 11人（学識経験者，関係団体の代表者，市民で構成）

◎役 割 人権施策推進基本計画の策定

1. 人権施策推進基本方針の審議
2. 人権施策推進基本計画の審議
3. アンケート内容の審議
4. 関係団体相互の連携及び協力



守谷市人権施策推進会議

会 長 生活経済部長
副会長 市民協働推進課長
委 員 関係各課長

◎役 割 人権施策推進基本計画案の作成

1. 人権施策推進基本方針（案）作成
2. 人権施策推進基本計画（案）作成
3. アンケート（案）作成
4. 関係部署の連絡調整
5. 人権施策の推進に必要なこと

守谷市人権施策推進基本計画

発行 平成25年3月
茨城県守谷市

編集 守谷市役所 市民協働推進課
〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1
TEL (0297) 45-1111 (代表)
FAX (0297) 45-6526
URL <http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>